会報

平成27年10月　NO.106

■店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について …… 1
■顧客資金保護制度－IOSCO調査について　その2 …… 16
■Financial Futuresニュース（平成27年7月～ 9月） …… 50

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan

店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について

一般社団法人　金融先物取引業協会　調査部

はじめに

一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、東京外国為替市場委員会との共同調査として、毎年4月度を基準に店頭外国為替証拠金取引の取扱業者である会員を対象に、その店頭外国為替証拠金取引におけるビジネスモデル等の実態調査を行っている。

また、本協会は、本協会の会員各社における経営状態の動向調査を行うため、必要となる各種データ（本件では「モニタリングデータ」[1]をいう。）を本協会会員から定期的に収集している。

上記の実態調査で得られた内容をモニタリングデータを踏まえて集計及び分析を行い、以下のように、結果を取りまとめた。

第一部　2015年4月度の店頭外国為替証拠金取引に関する実態調査について

１．調査方法

2015年4月30日時点で店頭外国為替証拠金取引を取扱業者である全ての会員（媒介のみの会員は除く）に対し、調査票（別添資料を参照のこと）に回答してもらう方法で行った。

２．調査対象会員数

今回の調査対象会員数は56社となっており、前回調査に比べ、調査対象会員[2]（以下、殊更説明及び記載しない限り、「会員」と記載）数は5社減少している。

図表1　調査対象会員数の推移

（単位：一社（一会員））

2015年	2014年[注]	2013年	今回と前回との増減
56	61	59	−5

注：2014年につき、訂正等（1社追加）あり。

1　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額は会員が金融当局に報告後、その写しを本協会に報告することとなっているモニタリング調査表を基に集計をした数値を使用しており、本協会が店頭FX月次速報にて公表している数値とは完全に一致するものではない点に注意されたい。

2　以下、殊更説明及び記載しない限り、「調査対象会員」を「会員」と記載する。全ての店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が「調査対象会員」であるので、「店頭外国為替証拠金取引取扱業者」が「調査対象会員」と同義であるが、記載文脈上や見易さの点から、其々使い分けをしている点につき、ご了承されたい。

３．集計結果

【項目1】

①ビジネスモデル

今回の調査では店頭外国為替証拠金取引の取引成立に関するフロー等に着目し、その特徴に応じてビジネスモデルとして以下の「ビジネス分類表」に示した24形態（下記の表における組合せ番号（図表では「model No.」と記載）の総数）に分類している。

ビジネスモデル分類表

ビジネスモデル別の組合せ番号（model No.）	ホワイトラベル[注1]	価格の生成に利用するカバー取引先数[注2]	マリー（取引時間内）[注3]	顧客約定とカバー取引のタイミング[注4]
1	該当せず	単数	あり	裁量
2				後
3				前
4			なし	裁量
5				後
6				前
7		複数	あり	裁量
8				後
9				前
10			なし	裁量
11				後
12				前
13	該当する	単数	あり	裁量
14				後
15				前
16			なし	裁量
17				後
18				前
19		複数	あり	裁量
20				後
21				前
22			なし	裁量
23				後
24				前

注1：他の為替ブローカー（FX業者を含む）の管理する価格生成・約定の仕組みを利用し、自社の名称をもって顧客との取引を行う形態をいい、親会社の仕組みを利用する場合を含む。

注2：取引価格の生成に際して利用するカバーレートの発信元であるカバー取引先の数。実際にカバー取引を行うカバー取引先数ではない。通常時において、特定のカバー取引先1社のレートを基にして顧客との取引価格を生成する場合を「単数」、価格生成の都度、複数のカバー先レートから選択あるいは合成した値を用いる場合を「複数」とする。

注3：日中、顧客との取引により生じる価格変動リスクに対してマリーをもってコントロールする仕組みを有している場合を「あり」、ない場合を「なし」とする。又、日中における顧客との取引全量に対して原則としてすべてカバー取引を行っている場合は「なし」とし、日中における顧客との取引の一部についてはカバー取引を行わず、対当する他の顧客との取引による建玉を利用して価格変動リスクを減殺することがある場合は「あり」とする。

注4：平時においては、顧客取引が成立した後にカバー取引を行う場合を「後」、カバー取引が先に成立したときに限り顧客との約定を行う場合を「前」、カバー取引を行うタイミングを顧客との取引成立の前後どちらでも行うことができる場合を「裁量」とする。顧客の注文の到来前に、カバー取引を行って自己ポジションを持ち、

顧客の注文に対して自己ポジションを対当させることができる場合は「裁量」とする。STPなどの仕組みによりカバー取引の成立をもって顧客との約定が成立する場合は「前」とする。ホワイトラベルの場合は、委託先業者の採用するカバー取引のタイミングをもって「裁量」「後」「前」のいずれかを選択する。緊急時の対応は考慮しなくてよい。

②ビジネスモデルの分布状況

図表2は調査対象会員各社（全56社）における**第一部3.【項目1】**①のビジネス分類表に示したビジネスモデル（組合せ番号（model　No.）毎の採用数を示したものである。回答数の総数（延べ数）は66となっており、複数のビジネスモデル（組合せ番号（model　No.））を採用している会員があるため、調査対象会員の数を上回っている。

ビジネスモデル（組合せ番号（model　No.）毎の内訳をみると、組合せ番号8（model No.8）（ホワイトラベル形態ではない、複数のカバー取引先をもつ、マリー取引を行う、顧客約定後にカバー取引がなされるという条件を満たしているビジネスモデル）が16社（回答数に占める割合は約24％）となっている。又、組合せ番号16 ～ 18（model No.16 ～ 18）（ホワイトラベル形態に該当、カバー取引先が単一、マリー取引を行わないという条件を満たしているビジネスモデル）が計21社（採用回答数に占める割合は約32％）である。

図表3は、調査対象会員各社（全56社）で採用されるビジネスモデルが（組合せ番号（model　No.））が単数（1つ）か複数か（2つ、3つ以上）に分類し集計した結果である。

図表2　第一部3.①における各組合せ番号（model No.）毎の会員各社の採用延べ数

（単位：一社（一会員））

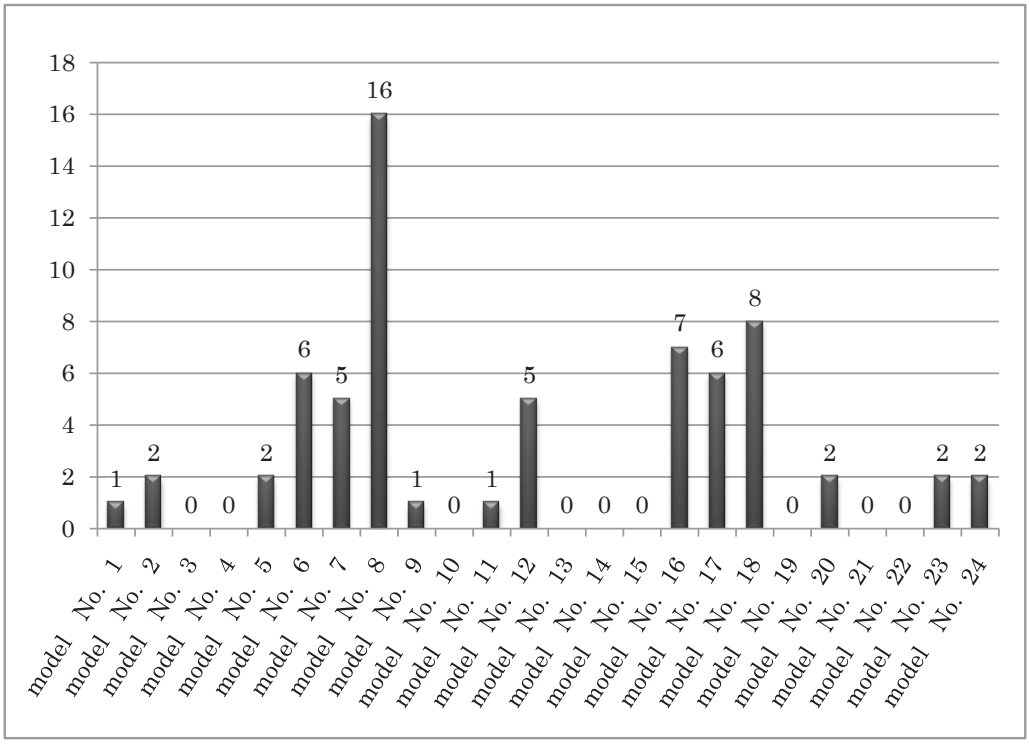

図表3　会員各社が採用するビジネスモデルの数

（単位：一社（一会員））

採用するビジネスモデルが単一の会員	採用するビジネスモデルが複数（2つのモデル）の会員	採用するビジネスモデルが複数（3つ以上のモデル）の会員
47	8	1

③店頭外国為替証拠金取引額（顧客取引）順位と調査対象会員が採用するビジネスモデル

各調査対象会員を店頭外国為替証拠金取引における顧客取引額順に順位付けしたものを3つのグループ[3]に分け、そのグループごとに**図表2**と同様に**3.①**の各組合せ番号（model No.）毎の調査対象会員各社の採用延べ数を示したものが**図表4**である。

内訳をみると、第一グループは組合せ番号6 ～ 8（model No.6 ～ 8）、第二グループは組合せ番号6及び8並びに16及び17（model No.6、8、16、17）、第三グループは組合せ番号12及び16 ～ 18（model No.12、16 ～ 18）を採用している調査対象会員が多い結果となった。

図表4　店頭外国為替証拠金取引額（顧客取引）順位グループ別の第一部3.①の各組合せ番号（model No.）毎の調査対象会員各社の採用延べ数

（単位：一社（一会員））

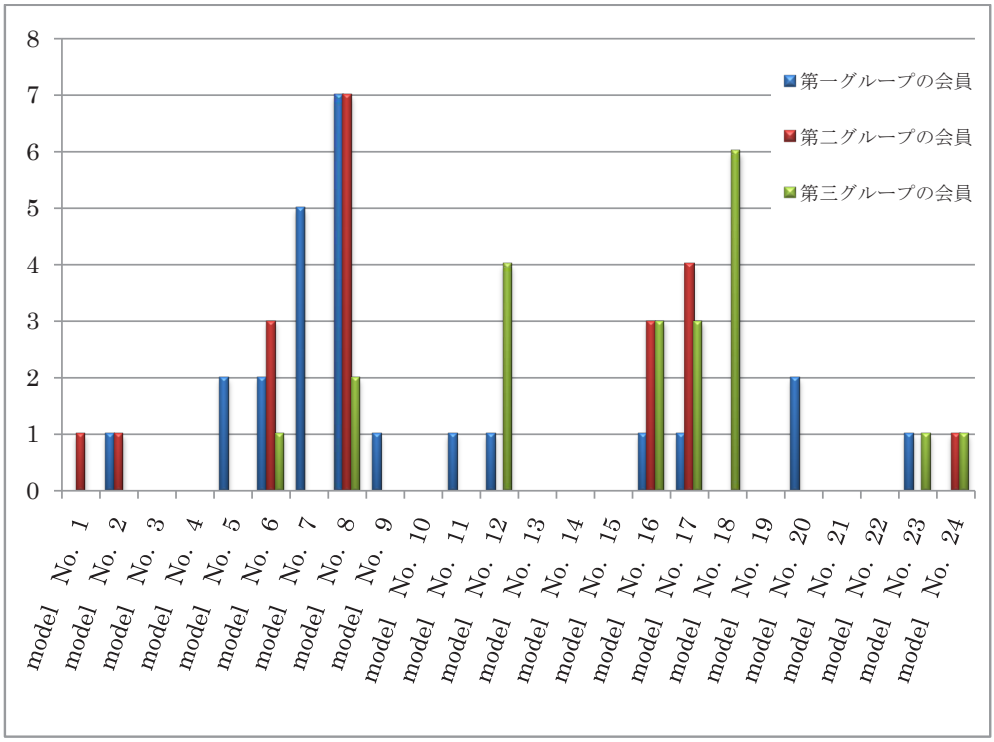

3　調査対象会社における2015年4月度の店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を多い順に順位付けし、上位の3分の1を第一グループ（第1位～ 19位）、次に多い3分の1を第二グループ（第20位～ 38位）、残りの3分の1を第3グループ（第39 ～ 56位）としている。

【項目2】Prime Broker（PB）[4]制度の採用有無とその利用額

①調査対象会員におけるPB制度の利用状況

図表5はPrime Broker（PB）制度の利用会員数、PB制度利用契約数、PB業者数及びPB制度による店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表6はPrime Broker（PB）制度の利用につき新規、終了（止め）、追加及び削減の別に分け会員数を示したものである。

図表5　PB制度の利用状況及び利用額

調査年月[注1]	PB制度利用 会員数	PB制度利用 契約数（総計）	PB業者数 （純計）[注2]	PB利用額 （百万円）
2015年4月	17	31	8	99,643,704
2014年4月	16	30	7	52,764,799
2013年4月	17	30	−	−

注1：PB業者数（純計）、PB利用額は2014年4月度の調査より開始している。（**図表6**及び**7**も同じ）
注2：各報告対象会員が契約するPB業者のうち、重複分を除いた値である。

図表6　PB制度の利用状況（新規、終了（止め）、追加及び削減の別）

（単位：一社（一会員））

調査年月	PBの利用を 止めた会員	利用するPBを 削減した会員	利用するPBを 追加した会員	PBを新たに 利用した会員
2015年4月[注]	0	3	3	1
2014年4月	2	1	3	1

注：2015年4月につき、これ以外にPB制度を利用していた会員（1社）が廃業をしている。

②PB業者の属性[5]

図表7のとおり、店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が利用するPB業者は、2015年は8社であった。内、4社の属性は「ⅰ.東京外為市場委員会報告対象金融機関」であった。

図表7　属性別におけるPB業者の利用状況

（単位：一社（一業者））

調査年月	ⅰ.東京外為市場委員会報告対象金融機関	ⅱ.日銀報告対象金融機関（ⅰ.を除く）	ⅲ.中銀報告対象金融機関（海外）（ⅰ及びⅱを除く）	左記ⅰ～ⅲ以外国内業者	左記ⅰ～ⅲ以外海外業者
2015年4月	4	−	2	−	2
2014年4月	6	−	1	−	−

4　Prime Broker（PB）とは、会員とカバー先銀行との取引を中継し、会員とカバー先金融機関との取引（決済）について、Give UpまたはTri-party Agreementに基づき、会員のポジションをTake Upする業者をいう。
5　PB業者の各属性については、**第2部3.①**の脚注を参照されたい。

【項目3】自動売買ツール提供

①自動売買ツールの顧客への提供状況

図表8は2013年、2014年及び2015年の4月度における自動売買ツールを顧客に提供している会員数及び自動売買ツールを提供している場合、当該自動売買ツールが自社での開発、他者（自社外）での開発または両者の併用であるかを会員数で示したものである。

図表8　自動売買ツールを提供する会員数及び当該ツール開発元の属性別推移

（単位：一社（一会員））

調査年月	自動売買ツールの提供会員数	提供する自動売買ツールの開発が自社、他者及び併用であるかの別		
		自社内	他者（自社外）	両者併用
2015年4月	23	4	16	3
2014年4月	21	3	16	2
2013年4月	19	1	16	2

②自動売買ツールの影響

図表9は2013年、2014年及び2015年の4月度における調査対象全会員、各年月度の各調査にて自動売買ツールを提供している会員及び自動売買ツールを提供していない会員に区分し集計した其々の店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表10は2013年、2014年及び2015年の4月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供していた会員（12社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額及び2013年、2014年及び2015年の4月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供していなかった会員（28社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表9　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額
（調査対象全会員、自動売買ツール提供有又は無の別による2013年、2014年及び2015年の4月度における調査毎）

（単位：百万円、%）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減比（2015年/2014年）	増減比（2014年/2013年）	増減比（2015年/2013年）
	2015年4月	2014年4月	2013年4月			
調査対象全会員	453,041,189	238,252,636	442,119,319	190.2%	53.9%	102.5%
自動売買ツール提供した会員	36,697,371	35,660,526	74,879,925	102.9%	47.6%	49.0%
自動売買ツール提供しない会員	416,343,818	202,592,110	367,239,394	205.5%	55.2%	113.4%

図表10　店頭外国為替証拠金取引の顧v客取引額

（2013年、2014年及び2015年の4月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供有又は無の会員別）

（単位：百万円、％）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減比（2015年/2014年）	増減比（2014年/2013年）	増減比（2015年/2013年）
	2015年4月	2014年4月	2013年4月			
2013～2015年4月度時の全てにおいて自動売買ツール提供していた会員（計12社）	17,130,333	11,449,894	26,778,376	149.6％	42.8％	64.0％
2013～2015年4月度時の全てにおいて自動売買ツール提供していなかった会員（計28社）	371,513,201	191,871,505	343,366,676	193.6％	55.9％	108.2％

【項目4】顧客へのAPI[6]提供

①顧客へのAPI提供状況

図表11は2013年、2014年及び2015年の4月度におけるAPIを顧客に提供している会員数等を示している。

図表11　APIを提供する会員数の推移

（単位：一社（一会員））

調査年月	API提供会員数	提供止め会員数	提供開始会員数
2015年4月	15	0	8
2014年4月	7	0	2
2013年4月	5	－	－

②API提供の影響

図表12は2013年、2014年及び2015年の4月度における調査対象全会員、各年月度の各調査にてAPIを提供している会員及びAPIを提供していない会員に区分し集計した其々の店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表13は2013年、2014年及び2015年の4月度における各調査にて、全てAPIを提供していた会員（5社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額及び2013年、2014年及び2015年の4月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供していなかった会員（39社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

6　本件におけるAPI（Application Programming Interface ）とは、外部のソフトウエア（おもにシステムトレーディングシステム）とデータをやりとりするのに使用するインタフェースの仕様をいう。

図表12　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額

（調査対象全会員、API提供有又は無の別による2013年、2014年及び2015年の4月度における調査毎）

（単位：百万円、％）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減（2015年/2014年）	増減（2014年/2013年）	増減（2015年/2013年）
	2015年4月	2014年4月	2013年4月			
調査対象全会員	453,041,189	238,252,636	442,119,319	190.2％	53.9％	102.5％
各調査年月度のAPI提供している会社	81,606,353	24,711,589	50,594,975	330.2％	48.8％	161.3％
各調査年月度のAPI提供していない会社	371,434,836	213,541,047	391,524,344	173.9％	54.5％	94.9％

図表13　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額

（2013年、2014年及び2015年の4月度における各調査にて、全てAPIを提供有又は無の会員別）

（単位：百万円、％）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減（2015年/2014年）	増減（2014年/2013年）	増減（2015年/2013年）
	2015年4月	2014年4月	2013年4月			
2013～2015年4月度時の全てにおいてAPI提供している会社（5社）	45,631,247	23,717,351	50,594,975	192.4％	46.9％	90.2％
2013～2015年4月度時の全てにおいてAPI提供していない会社（39社）	368,748,935	193,445,472	355,380,916	190.6％	54.4％	103.8％

【項目5】通貨オプションの状況

2013年、2014年及び2015年の4月度における、店頭外国為替証拠金取引の取扱会員における店頭通貨オプション取引（金融商品取引法の適用範囲となるものに限る。）の取扱会員数の推移は、**図表14**のとおりである。

図表14　店頭外国為替証拠金取引の取扱会員における店頭通貨オプション取引の取扱会員数

（単位：一社（一会員））

区分	店頭通貨オプション取引取扱会員数	
		うち個人向けBO取引取扱会員数[注]
2015年4月	10	8
2014年4月	10	7
2013年4月	8	6

注：個人向けBOとは、本協会規則「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」に規定される個人向け通貨バイナリーオプションのことをいう。

第二部　店頭外国為替証拠金取引におけるカバー取引に関する集計及び分析

１．集計対象とするカバー取引及び会員の属性

店頭外国為替証拠金取引取扱業者である会員を業態別に集計した結果は、**表1**のとおりである。

表1　業態別による店頭外国為替証拠金取引取扱業者である会員数の推移

（単位：一社（一会員））

会員の属性（業態別）	2015年4月	2014年4月	2013年4月	2012年4月
登録金融機関	5	5	3	3
証券会社[注1]	30	31	30	34
金融先物取引専業者等[注2]	21	25	26	27
合計	56	61	59	64

注1：証券会社とは、本協会の会員のうち、日本証券業協会の協会員（店頭デリバティブ取引会員および特別会員を含まない。）である者をいう。
注2：金融先物取引専業者等とは、登録金融機関、証券会社以外の本協会の会員（商品先物取引業者を含む。）をいう。

２．本邦の外国為替証拠金取引の外国為替市場への影響

①取引の流れ

店頭外国為替証拠金取引の資金の流れには、顧客と店頭外国為替証拠金取引取扱業者の流れ（内部流通）と店頭外国為替証拠金取引取扱業者とカバー取引先業者間の流れ（外部流通）があり、店頭外国為替証拠金取引取扱業者内で外部とカバー取引を行わずに相殺されるマリー取引は内部流通として整理するものと考える。

また、日本国内で行われる外国為替証拠金取引のうち、国内取引所取引にあたる東京金融取引所のくりっく365を俯瞰すると、同取引は投資者とマーケットメイカーが相対する仕組みとなっており、店頭外国為替証拠金取引における外部流通と同じ性質を有している。

この（外国為替証拠金取引における）外部流通となる取引量（外部流通量）が増大するにつれ、カバー取引先（及びマーケットメイカー）を通じて、外国為替市場に何らかの影響を与える可能性を有するものと考えられる。

外国為替証拠金取引の外部流通量は以下の**表2**のとおりとなっている。

表2　外国為替証拠金取引の外部流通量

（単位：億円、％）

調査年月	店頭外国為替証拠金取引				③くりっく365取引額[注3、4]	④外国為替証拠金取引の外部流通量総計＝②+③
	①顧客取引額[注1]	②外部流通量（カバー取引総額）[注2]	②/①（％）	内部流通量＝①－②		
2015年4月	4,530,411	1,818,843	40.1％	2,711,568	32,955	1,851,798
2014年4月	2,382,526	986,069	41.4％	1,396,457	23,358	1,009,427
2013年4月	4,421,193	2,025,760	45.8％	2,395,433	74,806	2,100,566
2012年4月	1,278,975	700,288	54.8％	578,687	49,157	749,445

注1：モニタリングデータによる。本表では2014年4月の数値につき、平成26年8月29日付「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果」第2部の表2の同記載ではなく、これを訂正した数値にて記載している。（以下**表7**及び**表10**も同じ）

注2：モニタリングデータによる。なお、ヘッジ取引など他の自己取引と区分が困難な会員については、ヘッジ取引などの取引額が含まれる。

注3：東京金融取引所が公表する月間取引数量に月末清算価格を乗じた値。

注4：2015年6月30日現在のMMは6社（コメルツ銀行、ドイツ証券、バークレイズ銀行、ゴールドマン・サックス証券、野村證券、三菱東京UFJ銀行）

②東京外国為替市場との比較

表3のとおり、外国為替証拠金取引の外部流通量総計は、東京外国為替市場におけるスポット取引額のうち、非金融機関顧客取引額（国内）を上回っている。

表3　東京外国為替市場のスポット取引と外部流通量との比較

（単位：億円、％）

調査年月	東京外為市場委員会サーベイ公表結果[注1]		③外国為替証拠金取引の外部流通量総計（表2の④に同じ）	③／①（％）	③／②（％）
	①スポット取引額	②うち対非金融機関顧客の取引（国内）[注2]			
2015年4月	3,263,748	1,272,232	1,851,798	56.74％	145.56％
2014年4月	2,347,993	764,693	1,009,427	42.99％	132.00％
2013年4月	3,077,047	793,050	2,100,566	68.27％	264.87％
2012年4月	1,614,486	319,237	749,445	46.42％	234.76％

注1：表中の①及び②につき、東京外為市場委員会「「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイ」の結果について」中、「【参考計表】＜表1＞」に記載されているスポット取引高に、日銀が公表する各年4月末日17時時点のドル円レート（12年4月＝80.74円、13年4月＝97.83円、14年＝102.51円、15年＝118.91円）を乗じた値を使用。

注2：東京外為市場委員会「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」による、対非金融機関顧客の定義に準じている。同サーベイにおいて、外国為替証拠金取引業者との取引は、対非金融機関顧客取引に計上する旨の説明がされている。

３．店頭外国為替証拠金取引のカバー取引状況

①属性別[7]によるカバー取引先業者及び利用状況

表4は、店頭外国為替証拠金取引取扱業者がどのような属性のカバー取引先業者とカバー取引をしているのかを示したものである。

カバー取引先業者に対する店頭外国為替証拠金取引取扱業者の利用業者数はカバー取引先業者1社（者）当たり平均で約3.4社（者）となっている。カバー取引先業者の属性別では、東京外為市場委員会報告対象金融機関においては1社（者）当たり平均で約6.7社（者）となっており、全体の値に比べて高い値となっている。

表4　属性別による店頭外国為替証拠金取引取扱業者が相手先として利用するカバー取引先業者数及びカバー先取引業者を利用する店頭外国為替証拠金取引取扱業者の延べ数

（単位：一社（一会員））

カバー取引先業者の属性			属性別によるカバー取引先業者数				カバー取引先業者を利用する店頭外国為替証拠金取引取扱業者数（延べ数）注1			
			2015年	2014年	2013年	2012年	2015年	2014年	2013年	2012年
１．①～③の合計			22	26	26	20	128	141	140	141
	①東京外為市場委員会報告対象金融機関		17	19	21	15	114	124	109	110
	②日銀報告対象金融機関（①を除く）		1	2	1	2	1	2	2	9
	③その他中銀報告対象金融機関（海外）（①②を除く）		4	5	4	3	13	15	29	22
２．上記１．以外のカバー取引先である業者（④及び⑤）合計			35	32	30	35	68	68	63	78
	④国内業者		11	12	10	13	24	31	27	30
	⑤海外業者　合計		24	20	20	22	44	37	36	48
		米国	3	2	3	7	4	3	5	21
		英国	9	9	9	7	16	14	13	8
		シンガポール	4	4	4	4	16	15	14	14
		オーストラリア	5	3	1	1	5	3	1	1
		その他注2	3	2	3	3	3	2	3	4
総計			57	58	56	55	196	209	203	219

注1：店頭外国為替証拠金取引取扱業者が利用するカバー取引先を属性別に分類し、延べ数を集計した値。
注2：マレーシア、ニュージーランド、アイルランド、ベリーズ、キプロス、UAE。

7 「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」に参加（報告）する金融機関を「東京外為市場委員会報告対象金融機関」、3年に1度行われる日本銀行の「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ」（「外為・デリバティブ・サーベイ」）に協力する金融機関（ただし東京外為市場委員会報告対象金融機関を除く。）を「その他日銀報告対象金融機関」、他の国（地域）の中央銀行が行う「外為・デリバティブ・サーベイ」に協力する金融機関を「その他中銀報告対象金融機関（海外）」とし、その他のカバー先は、事業所の所在地により属性を分類している。

②カバー取引先業者の属性別から見たカバー取引額

表5は表4と同様にカバー取引先業者を属性別に分け、店頭外国為替証拠金取引取扱業者とカバー取引先業者間のカバー取引額を示したものである。属性別では、東京外為市場委員会報告対象金融機関がカバー取引額全体の57.4%を占めている。

表5のカバー取引先業者の属性にて示している①、②及び④を国内カバー取引、③及び⑤を海外カバー取引として集計した結果が以下の表6である。

表5　カバー取引先業者の属性別によるカバー取引額

（単位：億円、%）

カバー取引先業者の属性	2015年		2014年		2013年		2012年	
	カバー取引額	全体比	カバー取引額	全体比	カバー取引額	全体比	カバー取引額	全体比
1．金融機関（①～③のカテゴリーに含まれる金融機関）	1,066,640	58.6%	562,145	57.0%	872,994	43.1%	334,156	47.7%
①東京外為市場委員会報告対象金融機関	1,043,167	57.4%	546,098	55.4%	537,753	26.5%	312,265	44.6%
②日銀報告対象金融機関（①を除く）	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
③中央銀行報告対象金融機関（海外）（①②を除く）	23,472	1.3%	16,047	1.6%	335,241	16.5%	21,890	3.1%
2．その他のカバー先（1．以外のもの）	752,202	41.4%	423,923	43.0%	1,152,765	56.9%	366,131	52.3%
④国内業者	636,729	35.0%	347,362	35.2%	929,451	45.9%	234,011	33.4%
⑤海外業者　合計	115,473	6.4%	76,560	7.8%	223,314	11.0%	132,120	18.9%
米国	38,953	2.1%	9,942	1.0%	18,808	0.9%	65,953	9.4%
英国	36,862	2.0%	32,667	3.3%	60,095	3.0%	31,861	4.5%
シンガポール	18,156	1.0%	29,775	3.0%	136,950	6.8%	29,604	4.2%
オーストラリア	20,976	1.2%	3,089	0.3%	5,972	0.3%	3,781	0.5%
その他[注]	525	0.0%	1,084	0.1%	1,486	0.1%	918	0.1%
総計	1,818,843	100.00%	986,069	100.0%	2,025,760	100.0%	700,288	100.0%

注：マレーシア、ニュージーランド、アイルランド、ベリーズ、キプロス、UAE。

表6　カバー取引額の推移（国内、海外）

（単位：億円、%）

調査時点	カバー取引額（合計）	国内カバー取引		海外カバー取引	
		取引額	全体比	取引額	全体比
2015年4月	1,818,843	1,679,896	92.4%	138,946	7.6%
2014年4月	986,069	893,460	90.6%	92,607	9.4%
2013年4月	2,025,760	1,467,204	72.4%	354,049	17.5%
2012年4月	700,288	546,276	78.0%	87,843	12.5%

③店頭外国為替証拠金取引の取引額から見たカバー取引額

店頭外国為替証拠金取引の取引額（顧客取引額）と併せてカバー取引額を示すべく、各年調査月における店頭外国為替証拠金取引の取引額（顧客取引額）を店頭外国為替証拠金取引取扱業者別に順位付けし、さらにその順位毎に6つのクラス分け（例:第1 ～ 3位　等）を行い、集計した結果は表7 ～表10のとおりである。

表7　店頭外国為替証拠金取引額（顧客取引額）（顧客取引額順位による各クラス別）

（単位：億円）

調査年月	第1 ～ 3位	第4 ～ 10位	第11 ～ 20位	第21 ～ 30位	第31 ～ 40位	第41位～	合計
2015年4月	2,476,761	1,367,613	497,839	134,886	46,896	6,415	4,530,411
2014年4月注	1,294,840	675,578	306,871	70,005	27,084	8,145	2,382,526
2013年4月	2,093,296	1,523,692	586,132	163,396	49,501	5,173	4,416,019
2012年4月	559,208	438,497	176,432	71,185	28,150	5,500	1,278,975

注：表2の注1に同じ

表8　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額順位による
各クラス別の店頭外国為替証拠金取引取扱業者におけるカバー取引額

（単位：億円）

調査年月	第1 ～ 3位	第4 ～ 10位	第11 ～ 20位	第21 ～ 30位	第31 ～ 40位	第41位～	合計
2015年4月	405,016	902,433	337,143	128,655	39,271	6,323	1,818,843
2014年4月	264,476	354,287	275,918	58,878	24,419	8,089	986,069
2013年4月	467,500	863,764	519,334	122,196	47,995	4,969	2,025,760
2012年4月	64,558	390,440	144,234	63,204	33,150	4,699	700,288

表9　カバー取引総額に対する店頭外国為替証拠金取引の
顧客取引額順位による各クラス別のカバー取引額の割合

（単位：％）

調査年月	第1 ～ 3位	第4 ～ 10位	第11 ～ 20位	第21 ～ 30位	第31 ～ 40位	第41位～
2015年4月	22.3％	49.6％	18.5％	7.1％	2.2％	0.3％
2014年4月	26.8％	35.9％	28.0％	6.0％	2.5％	0.8％
2013年4月	23.1％	42.6％	25.6％	6.0％	2.4％	0.2％
2012年4月	9.2％	55.8％	20.6％	9.0％	4.7％	0.7％

表10　店頭外国為替証拠金取引額（表7）に対するカバー取引額（表8）の割合
（店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額順位による各クラス別）

（単位：％[注2]）

調査年月	第1 ～ 3位	第4 ～ 10位	第11 ～ 20位	第21 ～ 30位	第31 ～ 40位	第41位～
2015年4月	16.4％	66.0％	67.7％	95.4％	83.7％	98.6％
2014年4月[注]	20.4％	52.4％	89.9％	84.1％	90.2％	99.3％
2013年4月	22.3％	56.7％	88.6％	74.8％	97.0％	96.1％
2012年4月	11.5％	89.0％	81.8％	88.8％	117.8％	85.4％

注：表2の注1に同じ
注2：カバー取引先業者の変更による建玉移替え及び過誤取引等の理由により、カバー取引額が店頭外国為替証拠金取引額を上回る（100％を超える）場合もある。

まとめ（総評及び考察等）

この度の調査における、まとめ（総評及び考察等）は以下のとおりである。

店頭外国為替証拠金取引の取扱業者における店頭取引外国為替証拠金取引の成立に関するビジネスモデルでは、店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額の多い業者はカバー先を複数持ち、マリー取引を行う形態をとっており、店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額の少ない業者はホワイトラベルを採用し、カバー先は単一でマリーは行わない形態をとっている店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が多いことが見受けられた。マリー取引の有無は店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額に対するカバー取引額の割合からも、店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額の少ない業者の方がカバー取引額の割合が高いことからも裏付けられるものと考えられる。

PB制度については、目立った変化は見受けられないようであった。PB業者に目を向けてみると、店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が利用するPB業者は8社であったが、内、5社は本邦（日本）で銀行業の免許（外国銀行支店含む）を受けている（グループ内の企業が当該免許を受けていることを含む）業者であったことから、概して多くの店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が利用するPB業者は、少なくとも本邦（日本）での銀行業の免許要件である資本金を有する（又は、当該資本金がそのPB業者の属するグループ企業に有する）業者であることが推察される。

自動売買ツール及びAPIについては、いずれも導入する店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が増加している（数字的にはAPIの方がやや目立つ）ものの、その顧客への提供の有無における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額との因果関係は見受けられなかった。つまり、自動売買ツール及びAPIの導入が顧客の取引を促すような効果があったのかという点から見て、当該調査上ではその効果があったという結果は得られなかった。

店頭外国為替証拠金取引は、東京外国為替市場における東京外為市場委員会サーベイ公表結果で示されているスポット取引のうち、店頭外国為替証拠金取引取扱業者の多くが内包されるであろう対非金融機関顧客の取引（国内）が増加していること、及び店頭外国為替証拠金取引の外部流通量は当該対非金融機関顧客の取引（国内）額を上回っていることから、外国為替市場に対し、一定の影響を及ぼしているものと考えられ

る。

属性別によるカバー取引先業者並びに利用状況及びカバー取引額を見ると「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」に参加（報告）する金融機関が占める割合が他の属性に比べ大きいことは今回の調査でも例年と同様に継続しており、既にカバー取引を通じた店頭外国為替証拠金取引取扱業者と「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」に参加（報告）する金融機関とのビジネス上の関係が構築されていることが伺える。

（FFAJ調査部：倉形）

・一般社団法人　金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成しているが、必ずしもそれを保証するものではない。
・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人　金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとする。
Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

顧客資金保護制度－IOSCO調査について　その2

本稿は、証券監督者国際機構（IOSCO）が加盟する各国・地域の監督機関を対象に各国・地域の顧客資金保護制度についてアンケートを行い、その回答をまとめて2014年1月に報告したものです。本号では前号（会報105号）に続き、その後半を掲載いたします。

国・地域名略称

Au＝オーストラリア；Br＝ブラジル；Ca＝カナダ；Fr＝フランス；Ge＝ドイツ；HK＝香港；In＝インド；It＝イタリア；Jp＝日本；Kr＝韓国；Me＝メキシコ；NL＝オランダ；Pa＝パキスタン；Po＝ポーランド；Ro＝ルーマニア；Si＝シンガポール；Sp＝スペイン；Tu＝トルコ；UK＝英国；USF＝米国CFTC；USS＝米国SEC

なお、Qの番号は、原文（エクセルファイル）のQ&Aの行の番号を記載しています。

Q21　顧客が顧客資産保護要件のいずれかを権利放棄又は減少若しくは変更できるか？

Au　顧客には、法又はASIC市場完全性ルールに基づき顧客資産保護規定を適用しないことを選択する又は権利放棄する特定の制度はない。但し、投資業者が保有していることが顧客資金保護規定の対象にはならない効果を有することができる一定の慣行がある。

Br　いいえ。

Ca　いいえ。次に掲げる例外的な状況における場合を除く。顧客権利放棄は、その国の管轄法がその国から外への有価証券投資の動きを制限する場合、ディーラー会員により取引ごとのベースで取得でき、外国有価証券の所在地で顧客有価証券をディーラー会員が保有することを認め、当該有価証券の規定された書面による保管の仕組みを定めることはできない。顧客は、その国のディーラー会員業者のために規程された外国の保管機関で当該有価証券を保有することに伴うリスクを認識し、外国保管機関による当該有価証券の損失の場合は、当該会員が損害を被らないような書面による権利放棄を提供しなければならない。

Fr　いいえ。但し、投資業者は、顧客の同意を得て、顧客資産を使用することを認められるため、当該顧客資産は、投資業者が債務不履行になった場合は、顧客には戻らないかもしれない。加えて、有価証券がプロの投資家の口座で海外に保有される場合、当該顧客と保管機関は、責任を分け合うことを合意できる。

Ge　いいえ。但し、顧客は、一定の状況下で、その有価証券を担保に供するか若しくは譲渡するか、又は投資業者若しくは第三者預託機関に有価証券への完全名義を移すことに同意することができる。状況によっては、そのような有価証券は、顧客資産であることを停止し、もはや保護の対象ではなくなる。加えて、証券取引法（WpHG）第34a条（1）によれば、次の権利放棄が可能である。（i)銀行法（KWG）1（1）2 no.1における預金業務を行う許可を有さない投資サービス業者は、投資サービス又はそれに付随するサービスに関して、受け入れる保管機関に保有される顧客金銭を過度に遅れることなく自己の金銭及び信用機関、銀行法第53b（1）条第1号における企業又は第三国に所在し、預金業務を行う許可を受けた相当の機関、中央銀行又は有資格マネーマーケット・ファンドを金銭が意図された目的で使用さ

れるまで受託者口座での他の顧客の金銭から分別管理しなければならない。 (ii)顧客は、個別の契約が定める方法で、顧客資金の分別管理保護目的について情報を得る場合、顧客金銭の分別管理について他の指図を与えることができる。

HK いいえ。但し、投資業者が顧客の同意を得て、顧客有価証券の再担保又は使用を認められるため、当該顧客有価証券は、投資業者が支払不能となるとき、顧客には利用不可能となる可能性がある。

In いいえ。

It いいえ。顧客は、保護されないことを選択できないが、顧客は、投資業者の「使用の権利」及び資産のっサブ保管に同意できる。

Jp はい。

Kr 顧客資産保護法令は、権利放棄できない。それらの保護は、全ての顧客に適用可能であり続ける。

Me いいえ。但し、投資業者は、顧客の同意を得て、顧客資産を再担保する、さもなければ使用することが認められるため、そのような顧客資産は、投資業者が支払不能となったとき、顧客には利用できなくなる可能性がある。

NL いいえ。顧客は、受けた保護の金額を違える選択肢はない。

Pa いいえ。 口座開設の条件が全ての参加者及び顧客にとって標準化されているので、権利放棄はできない。

Po この点に関しての既存の規制はない。

Ru いいえ。顧客は、顧客資産保護を権利放棄又は軽減できない。

Si 一般的に、SFA及びSFRは、顧客が要件からの権利放棄が可能な状況又は条件について規定しない。

Sp はい。 (i)経験及び知識の一定の要件に適合する一般顧客は特定の保護を権利放棄できる。そのような顧客は、補償基金に対して請求することはできない。 (ii)専門家顧客は、一般投資家として取り扱われることを要請できる。 (iii)上記要請は、書面により行われなければならない。

Tu いいえ。

UK 顧客は、顧客が業者に潜在的な又は実際の債務を有する場合、業者と完全名義移管担保約諾を締結することを通してのみ顧客資産保護を適用しないことを選択できる、但し、一定の状況下では、一般顧客は、この選択肢を利用できない。

USF いいえ。

USS いいえ。 ただし、顧客は、適切な通知がなされる場合、SIPAに基づき保護されない取引を行うことができる。

Q22 苦境にある投資業者の顧客資産を保護するための規制機関の行動は何か？

Au 規制機関は、(i)顧客資産に不足があると規制機関が合理的に信じる場合又は(ii)投資業者が顧客資産保護を適用することを不合理に拒否した（又は適用を不当に遅らせる）場合、顧客資産について投資業者に対して抑制命令を裁判所に申請できる。規制機関はまた、裁判所に暫定凍結命令を申請できる。

Br 規制当局は、投資業者が債権者と和解できる財務状況を経験する場合、業務の制限を含めた行政上の措置をとることができる。投資業者が取引所又は清算機関の会員である場合、当該取引所又は清算機関は、規制当局に対し支援者となることができる。

Ca 自主規制機関であるカナダ投資業規制機関（IIROC）は、早期経過警戒閾値を設けた。投資業者は、その閾値に達すると、その業務に関する制限及びより頻度の高い報告義務の対象となる。投資業者が資本不足となる場合、2営業日内にその状況を修正するか、さもなければ、IIROC会員権を停止しなければならない。一般的には、そのような停止は、投資業者に対する支払不能手続きの開始につながる。

Fr 投資業者が保有する顧客金銭及び銀行に加えて投資業者が保有する顧客金融商品は、当該事業体の資産の一部分を構成しない。それらは、投資業者の

財務状況についてACPが行う破産手続き又は行為の対象ではない。

Ge (ⅰ)規制機関は、投資業者が最少資本要件に適合できない場合は、投資業者の銀行業又は投資サービス免許を取り消すことができる。(ⅱ)規制機関は、投資業者が資金調達充実率に適合できない場合は、関係会社からの撤退、利益分配又は貸付供与を禁止又は制限できる。 (ⅲ)規制機関は、投資業者が支払不能でありそうな場合は、経営に対する命令発出、預金及び貸付禁止並びに監視人の任命などの危険回避の一時的措置をとることができる。 (ⅳ)銀行破たんの危険及びそのような破たんが他の金融市場参加者又は金融市場参加者又は金融市場に深刻な負の影響を与えると予想される場合、規制機関は、改革体制のルール内で危険な銀行から健全な銀行に顧客資産を移管できる。

HK 規制機関は、次の事項をすることができる。(ⅰ)投資業者が最少資本要件に適合できないと規制機関が認める場合、投資業者の免許を停止又は条件を付すこと；(ⅱ)顧客資産又は自己の資産を取り扱う投資業者の能力を制限（制限通知により）すること；(ⅲ)投資業者清算の申立て；又は(ⅳ)裁判所に顧客資産を顧客に返還するための管財人の任命の申請。

In SEBI（株式取次業者及びサブ取次業者）規則1992第16条により、登録の証明書を取得するための最少純資本要件を必要とする。また、継続的に、業者は、純資本を確認する監査人からの半年ごとの証明書を関係証券取引所に提出しなければならない。投資業者の純資本及び財務状況は、証券取引所により密接に監視され、適したリスク負担測定が当然になされる。上記のように、顧客の資産は、区分された口座に保管され、業者の資本が減少する場合に影響を受けない。

It (ⅰ)規制機関の委員長は、顧客又は市場が危険な状況にある場合は、最長60日間投資業者を管理する暫定管財人を任命できる。そのような暫定管財人は、公務員でなければならない。 (ⅱ)加えて、規制機関とイタリア銀行の両方は、投資業者が一定の業務を行わないよう禁止又は制限できる（新規取引を行うことを含む）。

Jp 投資業者の純資産が5000万円未満になれば、FSAは、(ⅰ)業者の登録若しくは許可を取り消す；又は(ⅱ)6ヵ月を超えない期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止命令。 投資業者のリスク対資本比率が100％未満となる場合、FSAが公益若しくは投資者保護のため必要かつ適当と認める場合は、必要な限度内で、3ヵ月を超えない期間を定めて業務の全部又は一部を停止する命令を出すことができる。リスク対資本比率は、期日後100％未満であり続け、回復しそうにない場合は、FSAは、業者の登録を取り消すことができる。

Kr 金融業法第10条の構造上の改善に関する法により、規制機関は適時の矯正手続きをとることができる。金融機関が特定の基準に適合しないエクイティ率のような第10条（2）に掲げる基準に適合しない場合は、金融サービス委員会は、金融機関に支払不能を回避する制定計画を提出するよう勧告、要請又は命令するか、金融機関又は当該金融機関の役員が次の手続きをとるよう命令しなければならない。

(ⅰ)関係金融機関及びその役職員に関連して、忠告、警告、譴責又は減給； (ⅱ)資本増強又は減資、保有財産処分又は店舗数減少及び規模縮小； (ⅲ)高リスク資産、例えば債務不履行若しくは価格変動の取得禁止、又は途方もなく高金利での受け取りの制限； (ⅳ)役員の責務実行の停止又は役員の責務実行の経営監督者の任命； (ⅴ)株式の償却又は統合整理； (ⅵ)業務の全部又は一部の停止； (ⅶ)関係金融機関の合併又は第三者買収； (ⅷ)預金又は貸付等の金融取引に関連する業務又は契約の移管（以下、「契約の移管」という）；(ⅸ)第1号から第8号に掲げるものに相当する他の措置で、金融機関の財務安全性を改善するために必要なもの。 金融サービス委員会は、金融機関が支払不能である、その財務状況が第10条（2）に掲げる基準に著しく不足する、及び債権者／

預託者の権利が損なわれることが明らかであると認められる場合、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 全ての業務の停止; (2) 全ての業務の移管; (3) 全ての契約の移管; (4) 全株式償却の命令; (5) 第1号から第4号に基づくものに相当する他の措置。

Me (i)投資業者の資本の(ii)投資業者の資本要件に対する比率によっては、規制機関は、破綻した投資業者が業務の修正を含む複数の行動をとる（又はとることやめる）ことを求めることができる。

NL AFMは、投資業者又はオランダ中央銀行による通知があったときは、投資業者の財務状況が悪化した場合、処分する。(i)AFMは、投資業者が特定の要件を忠実に守ることを求めることができる。(ii)オランダ中央銀行は、金融機関のエクイティ資本、支払能力又は流動性に影響する問題を発見する場合、指図を金融機関に発出することができる。 一定の状況下において、AFM（又はDNB）は、投資業者が指図を遵守しなかった場合又は問題が金融機関の業務に悪影響を及ぼす若しくは顧客の権利を危険にさらす場合（専門家投資者を例外として)、1以上の者を管財人として任命できる。

Pa 投資業者の純資本残が閾値250万ルピーを下回る場合は、投資業者の取次業務を行う投資業者の会員権は、停止され、純資本残が増加するまで停止されたままとなる。SECPもまた、有価証券業務を継続することが投資者の利益ではないという意見であるなど、投資業者の財務状況が悪化した場合は、当該投資業者の登録を停止できる。

Po 少しの可能性がある。 (i)規制機関は、投資業者が投資サービス遂行に関する財務規定に適合しない場合は、投資業者の業務を制限又は禁止できる。 (ii)状況によっては、2005年7月29日の資本市場監督に関する法律第39条に基づき投資業者の口座を閉鎖することもできる。

Ru CNVMは、次に掲げる行為をすることができる。 (i)業者に新資本を調達させること； (ii)業者に顧客資産を返還させること； (iii)次に掲げる制裁を適用すること： (a) 警告；(b) 罰金； (c) 次の事項を含む補足制裁：(I)許可停止； (II)許可取消し； (III)許可を受けた事業体が支払不能になりそうであると認められる場合又は事業体の管財人、執行取締役若しくは監査人が次に掲げる罪を犯す者である場合、破産手続きにおける受託者を有効とするために一定の業務及びサービスを行うことを一時的に禁止すること：(A) CNVMが定める法令規則の規定に違反し、それが重大な損害を生じさせた若しくは生じさせる可能性がある又は資本市場の機能に危機をもたらすこと； (B) 許可に付された条件又は制限に違反すること； (C) 投資者に属する金融商品及び資金の不十分な管理。 CNVMは、事業体が清算されるべきであると決定できる。その場合、手続きが行われる。

Si MASは、投資業者に顧客の建玉、担保、資産及び口座の全部又は一部を他の資本市場サービス（「CMS」）免許保有者に移管することを求めること及び投資業者の業務に関する条件及び制限を課すことなどの処分を行うことができる。

Sp (i)業者の財務状況が悪化し、又は最少資本閾値を下回る場合、証券市場委員会は、適切な処分を考慮する。 (ii)ほとんどの通常の命令は、業者に新資本を調達させ、業者の免許を取り消し、業者に業務を移管させ、顧客資産を返還させ又は支払不能手続きを開始させる。

Tu 資本市場委員会は、金融業者の財務状況が弱くなると認めた場合には、次に掲げる事項ができるような幅広い権限を有する。 (i)資本市場業者の財務構成が著しく弱くなったと資本市場委員会が認める場合、定める時間枠内で資本市場業者がその財務状態を強化することを要請すること；(ii)そのような業者の従業員の署名権限を制限又は取り消すこと：(iii)当該業者が時間枠内で行動しない場合又はその財務状況が責任を履行することができない限度まで弱くなった場合、必要な措置をとること、時間を与え

ることなくこれらの業者の業務を一時的に停止すること又は永久に停止及び許可を取り消すこと。(iv)これらの措置が結果を出さない場合、段階的な清算の決定を行い、段階的な清算なしの又は清算の結論に続き必要な場合、直接破産を要請すること。

UK　規制機関は、業者の許可を取り消す又は投資業者に、例えば、資本調達をする、業務を移管する、顧客資産を返還する、又は支払不能手続きをとることを求めることができる。

USF　投資業者は、純資本規則を遵守しない場合は、(i)業務の停止及び(ii)全ての顧客資産の移管を行わなければならない。投資業者自身又はその指定自主規制機関は、実際に顧客資産の移管の準備をし、規制機関は、必要な場合は、そのような移管を可能にする。

USS　(i)十分な準資本を有さない投資業者は、業務を停止しなければならない。　(ii)さもなければ財務的に困難である投資業者は、その業務を縮小するなど特定の修正又は予防的行動をとることを自主規制機関により求められる可能性がある。(iii)SECは、投資業者の資産の凍結を裁判所に申し立てることができる。　(iv)投資業者が財務的困難から回復できないと認められる場合、SECは、証券投資者保護会社に連絡しなければならない。「業者が顧客現金及び有価証券を保有する場合、最終目的は、秩序ある自主清算に又はSIPA（証券投資者保護法）に基づく清算の前に健全な証券業者にこれらの口座を移管させることである。」

Q23　貴国・地域の投資業者は、顧客資産に関し、規制機関又は自主規制機関に報告しなければならないか？特に、投資業者は顧客資産がどこで保有されているかを報告するか？投資業者又は預託機関は、顧客資産に適用される保護を報告するか？投資業者又は預託機関は、保有されている資産の金額を報告するか？それぞれの場合において、そのような報告書は、要請があった時又は定期的に提供されるか？定期的である場合、その頻度は？

Au　顧客資産保護規定違反報告に関連して、法は、AFSL義務（当該業者が免許でカバーされる金融サービスを提供するために十分な資源を有していることを確実にする義務を含め、）に違反した又は違反するおそれがある投資業者にできるだけ実務上可能な程度に速やかに、どのような場合でも当該違反又はおそれがある違反が重大である場合、当該違反又はおそれがある違反を知ることとなってから10営業日内にASICに通知することを求める。ASX24市場参加者：顧客資金を保有するASX24市場参加者は、毎月及び毎年顧客債務に対して保有する顧客資産の性格を報告することを求められる。顧客資金照合は、毎月、照合対象の暦月から1ヵ月後に提出する。

Br　投資業者による顧客資産に関する報告は、行政による検査(市場機構又は自主規制機関によるもの)の場合又は裁判所命令により要求される。いずれにしても、取引所（BM&F Bovespa）及び取引情報蓄積機関（CETIP又はBM&F Bovespaのような店頭の組織化された市場）の両方が市場機構（CVM）に毎日全てのデリバティブの未決済建玉を報告する。

Ca　顧客資産が保有される場所に関して提出を求められる報告書はない。但し、少なくとも帳簿について、規則第200条に基づき、ディーラー会員は、ディーラー会員の口座又は顧客口座に保持する全ての買建玉及び売建玉の各証券について反映する有価証券記録を常に維持するよう求められ、全ての買建有価証券の場所及び全ての売建有価証券に対する相殺及び全ての場合において各建玉が保持される口座の名義又は指定を示す。規則第29.1条により、各ディーラー会員は、顧客に送付した各確認書及び口座報告書の先頭にCIPF公式シンボルを記載しなければならず、顧客に送付した各確認及び口座報告書の判読可能な文字でCIPF公式説明文を入れなければならず、それは、「顧客の口座は、特定の限度内で

カナダ投資者保護基金により保護されている。カバーされる性格と限度を説明する書面は、求めに応じて取得可能である。」顧客純エクイティは、毎月様式1の添付資料10で報告される。顧客純エクイティは、現金、有価証券及び他のディーラー会員が顧客に負う他の受け入れ可能な財産の合計価値から顧客がディーラー会員に負う現金、有価証券及び他の受け入れ可能な財産の価値を差し引いた総額として定義される。但し、保管機関で保有される有価証券の額について報告はない。有価証券記録は、定期的な実地審査の間に要請に応じて提供される。顧客純エクイティが示唆する監査済み様式1の提出については、年次で作成される。

Fr　信用機関は、世界で保有される顧客資金額に関し、ACPに報告しなければならない。それらはまた、適格預金について預金保証制度にも報告しなければならない。投資業者は、顧客金銭要件を遵守するためにとられる手続きの適正さの概要を説明する年次の、分別管理されるべき顧客金銭の金額に関連する量的情報に関しては、四半期ごとに、ACPに法で定められた監査人報告書提出を確実にしなければならない。保管口座管理人は、顧客金融商品を安全装置に関する規定を遵守するためにとられる手続きの適正さに関し、少なくとも年1回にAMFに報告しなければならない。保管口座管理人もまた、分別管理されるべき顧客金銭の額及び投資者補償制度に適格である金融商品の額に関する情報を含め、四半期ごとに、ACPに追加開示をしなければならない。

Ge　(i)InvG第44条によれば、運営会社は、各財務年度終了時の各ファンドについて年次報告を提出しなければならない。　(ii)InvG第44条第5項によれば、監査人は、連邦監視機構に監査の終了から過度の遅れなくファンドの監査に関する年次報告を提出しなければならない。　(iii)DepotGでは特別な規制はない。　(iv)ドイツ証券取引法（WpHG）第36条によれば、金融業者の有価証券預託業務については、責任の年次監査がある。WpHGに定めるBaFinへの顧客資産保有に関する情報及びデータの特別の報告はない。　(v)さらに、ドイツの全ての信用機関は、顧客に関する負債を貸借対照表に宣言しなければならない（RechKredV第21条第2項）。　(vi)InvG第44条は、業者に顧客資産が保有される場合の報告を求めず、顧客資産に適用される保護を報告しない。　(vii)InvG第44条（1）no.1によれば、ファンドの価値は、記載され、これらの報告が毎年提出されなければならない。

HK　はい。投資業者は、保有する顧客金銭及び顧客有価証券の額がいくらあるかの金融返還額及び分別管理された顧客資金の額及び金融返還額に特定される所在場所、例えば、銀行、清算機関、他の投資業者による顧客有価証券の分配についての顧客資産の分析において報告をすることを求められる。他の場所に保有される顧客有価証券については、投資業者は、処分の場所と目的を特定することを求められる。　投資業者は、顧客有価証券規則第4（4）条（顧客への永続的な権限付与の更新の書面による確認の規定）、第5条（顧客有価証券及び有価証券担保の預託又は登録の要件）又は第10（1）条（顧客有価証券及び有価証券担保の取扱いの制限）及び顧客金銭規則の第4（1）条又は第4（4）条（分別管理口座の指定及び顧客金銭の分別管理口座への支払い要件）又は第5（1）条（顧客資金の分別管理口座からの支払い要件）を遵守していないことを知ったときは、知った時から1営業日以内に書面により、SFCに届け出なければならない。　証券・先物（金融資源）規則第56条は、投資業者に毎月SFCに顧客資産の分析を含む金融返還額を提出することを求める。加えて、SFO第156条及び証券・先物（口座及び監査）規則に基づき、投資業者は、そのように提出される返還額が投資業者の記録から正確にまとめられたかどうか等についての監査人の意見と共に、毎年、財務年度末日時点で作成された顧客資産の分析を含む金融返還額をSFCに提出しなければならない。

投資業者はまた、行為規制第12.5条に基づき、SFC

が管轄又は発出する法令規則、それが会員又は参加者である取引所又は清算機関の規則、投資業者に適用される規制権限の要件に重大な違反、侵害又は非遵守があった場合は直ちに又は、それ自身又はそれが雇用する及び顧客との業務を行うよう任命したかどうかに関わらず、違反、侵害又は非遵守であると疑いがある場合は、SFCに届け出なければならない。

In　はい。報告書が定期的に及び必要に応じて提供される。

It　投資業者は、金融商品が業者自身により保有されているか、又は保管機関又はサブ株保管機関（その場合は、保管機関の種類及び保管機関が所在する場所）によたくされているかを区別して、顧客資産について規制機関に報告しなければならない。

投資業者もまた、顧客金銭について及びそれが保有される場所（すなわち、許可を受けた場合は投資業者自身に、さもなければ他の事業体に）について規制機関に報告しなければならない。　データは、投資サービス別に分けられる。　最後に、投資業者は、顧客資産が預託される第三者に対するリスク負担（すなわち、信用リスク情報）に関し、報告しなければならない。

Jp　FIEA第56-2条に基づき、金融業者は次の事項を求められることがある。　(i)規制機関が報告の命令をする場合、データの報告；又は(ii)規制機関が公益又は投資者保護のため必要であると認める場合は、業務若しくは財産の状況に関する資料若しくは書類を規制機関に提出すること。

Kr　(i)例外が適用される場合を除き、顧客資産は、KSD及び／又は金融証券会社で保有される。　投資業者は、顧客資産保護が法令により強制されるので、顧客資産に適用される保護を報告しない。　(ii)投資業者は、保有する顧客資産の額を報告する。

金融投資業者は、事業報告書（投資業者／預託機関が保有する顧客資産の総額を含む）を規制機関（FSC／FSS）に提出しなければならない。　(iii)そのような報告書は、定期的に－毎月及び四半期ごとに－提出される。

Me　(i)メキシコでは、預託業務を行うのは、S.D. Indeval, S.A.de C.V., Institución para el Depósito de Valores（INDEVAL）一期間だけである。　(ii)投資業者は、全ての有価証券がINDEVALに有効に預託されることを確認しなければならない。また、投資業者は、その日のうちに保有される取引について預託機関に通知しなければならない。　(iii)投資業者は、常に、その顧客が行う取引に責任を有する。

(iv)投資業者は、全国銀行・証券委員会に行われた取引の全ての割り当てとともにリストを送付しなければならない。このリストは、それらの清算の日に送付されなければならない。　(v)メキシコの預託機関であるIndevalは、全国銀行・証券委員会に毎日、保有される資産を含むデータベースを送付しなければならない。

NL　(i)顧客資産を保有する信用機関は、毎年、外部監査報告書（保証報告書）をオランダ金融市場機構に送付しなければならない。　(ii)報告書は、とりわけ顧客資産の保護を取り扱う。　(iii)報告書は、要約して完成される。従って、保有される顧客資産の数について特定の情報を含む。　(iv)報告書は、信用機関が、顧客資産保護の問題の一番上にあることの証明である。　(v)外部監査人は、業務運営が顧客保護規則に従って設計され、実行されているかどうか検証する。

Pa　いいえ。規制機関がいつにおいても情報を要請する権限を保持するとしても。

Po　(i)顧客資産に関する情報は、財務省情報令に基づき求められる。　(ii)情報の範囲は、顧客資産の金額及び顧客口座の数を参照す。それは毎月提出される。　(iii)報告された情報には顧客資産が保有される場合を含まない。顧客資産（顧客金銭）が預託できる機関の種類の数は厳密に限定される。　(iv)年次ベースでは、顧客資産保護に関する執行要件方法に関する報告書を提出する。それは、顧客資産の保護に関する完成基準で評価する独立監査人により提出

される。 (v)投資業者又は預託機関は、保有される資産の額を報告する。

Ru 施行手続き中、投資業者は、顧客口座の記録を含め、顧客資金が保有される場所を記載した口座報告書をCNVMに提出しなければならない。

Si CMS免許の保有者である投資業者は、四半期ごとに信託口座に分別管理されている金銭の額を報告しなければならない。報告されるべき事項は、分別管理された資金の金額と所在場所を含む。

Sp (i)証券業者及び取次業者は、毎月、顧客金融商品について情報を証金規制機関に報告する。 (ii)報告は、仲介業者それ自身とは別に、顧客有価証券又は現金がどの仲介者に預託されるかを特定しない。顧客金融商品及び金銭の合計額が報告される。

Tu 一般的な要件として、投資業者がSRO又は規制機関に顧客資産を報告させる規定はない。それでも、投資業者はその資本充実報告書を委員会が定める期間内にCMBに送付しなければならない。 現在、投資業者は、週ごとに資本充実要件に関連する元帳及び報告書を電子的に送付する。 これらの報告書において、顧客資産の額及びそれらがどこに保有されているかは、貸借対照表に示される。

UK 投資業務に関して顧客金銭及び／又は顧客資産を保有する業者は、次のように区分される： ○CASS大規模業者、顧客金銭保有額が£10億を超える、及び／又は保管資産が£1000億を超える； ○CASS中規模業者、CASS大規模業者ではないが、顧客金銭保有額が£100万を超える、及び／又は保管資産が£1000万を超える；並びに ○CASS小規模業者、CASS大規模又はCASS中規模業者ではないが顧客金銭及び／又は保管資産を保有する。

年次報告がこれらの業者の全てに適用され、毎年の初めに、それらの前年最高顧客金銭及び資産保有額又は以前に保有していない場合は最高予想顧客金銭及び資産保有額を報告することを求める。 全てのCASS大規模及び中規模業者は、次の事項に関する情報を含む月次の顧客金銭及び資産返還額－「CMAR」－を提出しなければならない。 ○最高／最低顧客金銭及び資産保有残高;○監査人取決め;○CFTC Part 30免除取決め；○照合－時期、使用される方法及び不一致；○顧客金銭計算－割当／非割当残高及び不一致；○顧客金銭及び資産の分別管理－使用される分別管理方法／第三者の内容；○記録保存＆違反－信託／確認書、顧客金銭口座及び届出対象CASS違反；○外部委託／外国移転取決め－取決めの性格、サービス提供者の内容。

USF FCMは、各預託機関での顧客資産を含め、保有する顧客資産の存在及び額の証拠を維持しなければならない。FCMはまた、当該資産が(i)当該FCMの顧客に属すること、(ii)先物、外国先物又は清算スワップを支持するために保有されていること、及び(iii)法第4d条又は外国先物の場合は規則第30 7条に従って保有されていることを確認する各預託機関からの「確認」書を当該FCMの記録の中に維持しなければならない。そのような記録は、DSROにより行われる（ほぼ）毎年の審査中に点検を受けなければならない。 さらに、FCMは、顧客資産及び債務を示す毎日の分別管理報告書を作成しなければならない。当該報告類は前営業日の終了時点の残高について正午までに完成させなければならない。そのような報告書は、毎月CFTCに提出し、それはFCMの純資本状況、分別管理資産の報告書及び他の財務状況に加えて年次の監査済財務諸表を提出する報告に含まれる。FCMは、規則第1.12(h) 条により、オムニバス口座にある不足の存在をCFTCに直ちに報告しなければならない。現在、CFTCは、顧客資産保有に関する追加のかつよりリアルタイムの報告制度を考慮中である。

USS ○SECは、証券業者に、毎月、四半期ごと及び毎年の財務報告書（共通して「FOCUS報告書」という）を提出させる。 FOCUS報告書には、次の事項を含む。 ○財務状況の記述;○収入の記述;○所有者エクイティの変更の記述；○純資本計算；及び○取引所法規則第15c3-3条に基づく準備金計

算。　顧客口座を設定する証券業者は、一般的にFOCUS報告書を毎月提出する。○2013年7月30日、SECは、証券会社に、それが2013年12月31日に終了する四半期に始まるその顧客の有価証券及び現金を保管するかどうか及びどのように保管するかについての情報を記載する新四半期報告（様式保管という）を提出させる規則第17a-5条の改正を行った。（http://www.sec.gov/rules/final/2013/34-70073.pdf）　○証券業者はまた、年次監査済財務報告をSEC及び取引所法規則第17a-5条（d）に基づく指定審査当局に提出しなければならない。　2014年6月1日以降に終了する財務年度に始まる規則第17a-5条への最近の改正に基づき、証券会社はまた、2つの新報告書：法令遵守報告書又は免除報告書の一を提出しなければならない。顧客有価証券及び現金の保管を維持する証券会社は、純資本規則、顧客保護規則、有価証券計算規則及び証券業者が顧客に対する口座報告書を送付することを求める指定審査当局の規則の遵守及びその遵守に関する内部監査を含む一定の証券業者財務責任規則の遵守及び遵守に関する内部管理に関する法令遵守報告を提出するよう求められる。顧客現金及び有価証券の保管を有さない証券業者は、証券業者が顧客保護規則の一定の規則から除外される旨を記述するか、除外規定に対する例外を特定しなければならない除外報告書を提出するよう求められる。改正はまた、証券業者が公開会社会計監督委員会の基準に従って、遵守報告書の審査又は除外報告書の点検に基づきその監査人が作成した報告書を提出することを求める。　独立公認会計士は、監査において、会計制度、内部会計管理又は保管有価証券の手続きに存在する重大な不適正を発見する場合は、24時間以内に主任財務役員に報告し、その役員はSEC及び指定審査当局に報告しなければならない。そのような主任財務役員が24時間以内にSEC及び指定審査当局に届け出ない場合又は独立公認会計士が当該通知に記載する事項に合意しない場合は、独立公認会計士は、24時間以内及びその後重大な不十分さについてSEC及び指定審査当局に報告しなければならない。2013年7月に制定された改正に基づき、届出要件は、証券会社が証券会社財務責任規則を遵守していないこと又は重大な弱点が財務責任規則遵守に関する証券会社の内部管理に存在することを規則17a-5条（d）に基づき報告書を作成する間に監査人が決定する場合にきっかけとなる。○証券業者は、取引所法規則第15c3-3条により、その準備金銀行口座に必要な預託を行わない場合、SEC及び指定審査当局に直ちに届け出なければならない。証券業者は、書面によりSECにその旨届け出を行うことを直ちに確認しなければならない。加えて、証券会社は、取引所法規則第17a-11（共通して「早期警戒規則」という）により、純資本水準が一定の特定した水準を下回る場合は、直ちに、SEC及び指定審査当局に届け出なければならない。証券会社のエクイティ資本は、早期警戒水準を下回る場合、引き出すことはできない。

Q24　規制機関又は自主規制機関は、審査、検査、監査により、その他の方法により、さもなければ顧客資産保有場所、預託機関に保有される顧客資産の額及び預託機関で保有される顧客資産に適用される安全装置を検証するため、どのような措置をとるか？

Au　ASICは、投資業者のオーストラリアの金融サービス法遵守状況について、積極的に又は反応して、監視を行う。仲介業者の顧客資産保有のリスクに基づく審査には、銀行報告書等の強制的な法令遵守の書類による証拠を含む。外部の監査人も又、仲介業者の顧客金銭管理及び毎年の資産残高を点検しなければならない。ASX24市場参加者：○翌営業日の7pmまでに顧客資金の毎日の照合を行わなければならない。ASX24市場参加者は、照合において、顧客に対する債務と顧客分別管理口座で保有する金銭とを照合しなければならない。○照合が行われなかった場合、又は不足がある（預託総額が第三者顧客

資金より少ない）若しくは市場参加者がその顧客の分別管理口座を突合せできない場合、2営業日中にASICに届け出なければあならない。○顧客資金の毎月の照合をASICに当該照合に係る暦月後の暦月の最終営業日までに提出しなければならない。ASICは、速やかに、顧客資金照合をそれが必要な開示を含み、完全であることを確実にするため点検する。○顧客資金の年次公表を作成しASICに提出しなければならない。これは、顧客金銭手続き及び管理について独立した監査が必要である。ASICは、顧客金銭が顧客の分別口座として指定された口座に保有されていることを立証し、投資の性格を決定する支持記録に対してASX24、ASX及びChi-X市場参加者の顧客資金照合の検査を行う。

Br　CVM又は自主規制機関のいずれかにより行われた全ての審査、検査及び監査において、投資業者の資産分別管理ルールの遵守状況を検証する。

Ca　○金融＆業務法令遵守担当者により行われる定期実地審査、○保管機関が受け入れ可能な有価証券所在地の定義に適合することを確実にする、○ディーラー会員と保管機関の間で最少規制規定を確実にするために締結された保管約諾の点検、○ディーラー会員の点検及び認可の証拠について毎月の建玉照合を点検するためのサンプルを選択すること、○十分な資本が20営業日を超えて解決していない差異について規定したことを確実にするためのテスト。定期実地審査の間、預託機関に保有する顧客資産について、有価証券記録に関してテストが行われ、保有される顧客資産の額を立証するため保管機関の照合が点検される。さらに、定期的な実地審査の間に、顧客資産に適用される安全装置を検証するために、新保管約諾が最少規制規定が含まれていることを確実にするために見られる。有価証券の分別管理に関して行われたテストもある。

Fr　ACP及びAMFはともに、顧客資産に関し、検査を実施しなければならない。保管口座管理人及びフランスのCSD（ユーロクリア・フランス）は、定期検査の対象である。

Ge　年次の監査は、29KWG、36WpHG及び56-59PrufBVに従い独立会計士により行われなければならない。

HK　SFO第153条及び第156条並びに証券･先物（口座及び監査）規則に基づき、投資業者は、その管理及び顧客金銭規則及び顧客証券規則遵守状況を年次監査及び点検する監査人を任命し、監査人の報告をSFCに提出しなければならない。監査人の報告は、(a) 毎財務年度最終日までに作成された金融返還額（顧客資産の分析を含む）のそれぞれが投資業者の記録から正確にまとめられているかどうか；(b) 投資業者が当該財務年度中顧客金銭規則及び顧客証券規則を遵守することを確実にするに十分な管理システムを有しているかどうか；及び (c) 投資業者が当該財務年度中顧客金銭規則及び顧客証券規則をまとめているかどうか等、監査人の意見を記載しなければならない。　SFCは、SFO第159条及び第160条に基づき、一定の状況、例えば、監査人の意見として、投資業者が顧客金銭規則及び顧客有価証券規則に基づき定められる要件を遵守しない事項に関する監査人報告書を受け取ったとき、投資業者の口座及び記録を審査及び監査する監査人を任命できる。SFCは、SFO第180条に基づき、投資業者及びその関係会社に関する実地検査を行い、投資業者及びその関係会社からの記録及び書類を作成させ、当該業者が、顧客資産に関連するものも含め、特定の要件を遵守する又はしていたかどうかを確かめるために、記録及び書類に関する問合せを行う権限を有する。

In　顧客の資産の規制要件の監査は、投資業者により、独立監査人を通して半年ごとに行われる。さらに、自主規制機関がそれを立証するための年次検査を行う。検査もまた規制機関により行われ、それはリスク・ベースである。

It　イタリア銀行及び規制機関は、投資業者からの必要なデータ、書類、情報又は記録を提出させるこ

とができる。　イタリア銀行及び規制機関はまた、実地検査及び調査を行うことに加えて法律が定める検査権限全てを行使する。

Jp　FSAの検査及び調査部門である証券取引等監視委員会（SESC）は、その審査において顧客資産の管理状況をチェックする。　FIEA第43-2条第3項に基づき、投資業者は、顧客の資産の分別管理に関する外部監査の対象である。

Kr　規制機関は、KSD及び金融証券会社の業務を検査及び審査できる。

Me　(i)メキシコでは、預託業務を行うのは、S.D. Indeval, S.A.de C.V., Institución para el Depósito de Valores（INDEVAL）一機関だけである、従って、顧客資産がどこに保有されているかを立証する必要はない。(ii)預託機関のインフラ及び内部管理を立証するために実地監査が行われる。(iii)全国銀行・証券委員会は、投資者の預託と投資業者の報告書が一致することを確実にするための内部手続きを有する。(iv)CNBVの監督責任は、監視業務並びに防止及び矯正措置を通して行われる。例えば、投資業者及び信用機関が行う取引が法的枠組みに適合しているかどうかの審査及び立証のために、INDEVALから情報を徴求すること。

NL　顧客資産の保護は、AFMの管轄である。AFMは、各投資会社が顧客資産の保護に関する情報を開示する自主検証を完了することを求める。AFMは、リスク志向型で行動する。信用機関としても行動する投資会社に焦点を合わせる。と言うのは、これらの業者は、他の投資業者に加えて自己の顧客のために顧客資産を保有するからである。

調査では、次の事項が取り組まれる。　(i)資産がどのように保有されるかー業者が証券銀行振替取引法に従って活動するか又は預託機関を使用するかどうか。その場合、この預託機関は追加的な要件に適合するか（すなわち、追加的業務が資産保有以外には認められない）；　(ii)信用機関は、金融商品注釈により授受される金額が顧客の指定金銭口座に同時に入出金される場合、信用機関に保有される顧客の金融商品口座だけが入出金されることを定める顧客約諾を締結することにより顧客からの資産を保護する要件に遵守するか；　(iii)信用機関が個別の資産の額が個別の顧客に関連付けることができる十分な運営体を保有しているか；(iv)銀行が専門家顧客（アマでない顧客又は実際の有価証券を保有することなく注文を出すことができる顧客）及び非専門家顧客（一般顧客、実際の有価証券を保有しない場合は注文を出すことができない顧客）の間を区別しているか。

Pa　証券取引所－SROは、その監査を通して投資業者の顧客資産保護要件の遵守状況を監視する。SECPもまた、投資業者の顧客資産保護制度遵守を確実にするために検査する。　検査は次に掲げる事項等をチェックする。　(i)電話記録その他のメディアから顧客が出した注文のチェック　(ii)注文確認は、24時間以内に発出される：担保に供することは、顧客のCDC口座から示される；　(iii)値洗い証拠金は、「顧客の証拠金銀行口座」から顧客が預託したものである；　(iv)証拠金請求は、書面により開始された；決済は、顧客のCDC口座及び／又は顧客銀行口座で行われた。　(v)問合せ先は、代理人ではなく、顧客名で発出されたものである。　CDC規則第13章は、CDCが投資業者からの情報が必要な場合又は投資業者の記録を検査しなければならない場合は、CDCは、通知により当該投資業者にそのような情報を提出する又はCDCが記録を検査することを認めることを求めることができることを規定する。

Po　机上検査及び実地検査が行われる。

Ru　顧客資金については、監査される事業体は、業者がその口座を有する銀行が発行した口座報告書を提出しなければならない。　これは業者の貸借対照表と比較される。　金融商品については、監査される事業体は、保管銀行が発行する口座報告書を提出しなければならない。　CNVMはまた、定期的な外部及び内部監査人報告書に加えて法令順守部門

の報告書を受け取る。　CNVMは、次の行為をすることができる。　(i)規制を受けた又は監督される事業体の管理人、取締役、CEOに加えて業務に関係ある他の者の法的属性及び義務履行状況を立証すること；　(ii)CNVMが規制及び監督する事業体の施設での管理すること；　(iii)CNVMが規制及び監督する事業体により行われる業務に関する者と話をすること。

Si　MASは、SFAに基づきCMS免許の保有者である投資業者の帳簿を検査する権限を有する。加えて、年次監査人の報告の一環として、CMS免許の保有者である投資業者の外部監査人は、取り分け、当該免許保有者がSFAに基づく信託口座要件を遵守し、顧客有価証券及び顧客資産の保管に関連する適切な記録を維持していることを確認しなければならない。

Sp　自主規制機関は、検査、審査又は監査を行う権限を有さない。

Tu　投資業者口座は6ヵ月ごとの独立監査の対象である。　これらの監査には、顧客資産の利用可能性の立証を含む。　6ヵ月ごとのかつ実地検査を詳細に投資業者の口座の監査を行うときは、CMBは、顧客資産及び投資業者と保管機関の記録の一貫性についてチェックする。　加えて、外国為替取引のための担保の保管機関としてのTakasbankは、外国為替口座の担保に関する定期的報告書をCMBに送付する。

UK　業者は、通知を発信し、顧客金銭が預託される第三者から確認書を受け取らなければならない（CASS 7.8.1 Rand CASS 7.8.2 R）。業者は、定期的な外部照合を行わなければならず（CASS 6.5.6 Rand CASS 7.6.9R）、直ちに不一致を修正しなければならない。業者は、不一致を修正又は補うことができない場合は、遅滞なくFSAに届け出なければならない（CASS 6.15.13 Rand CASS 7.6.16 R）。

FSAは、2010年央に、顧客資産部門（職員数約40名で増加中）を設置した。この部門は、顧客資産制度に焦点を合わせたリスク、方針及び監視専門家を有する複数分野の懲戒専門家の部門である。この部門は、業者及び業界の傾向のリスクを検証するため、業者の自己報告（CMARを含む）、外部監査人報告及び内部告発の組合せを利用する。この部門は、業者を審査するため、監督検査プログラム、部門のテーマに関する点検及び独立専門家点検者（第166条点検）を利用する。　さらに、外部独立監査人は、顧客資産制度及び遵守状況の十分さに関する年次のその期間の終了時点での合理的な保証報告書をFSAに提出しなければならない。　2011年に導入された規則は、投資業者に顧客資産規則の当該業者の業務上の遵守状況を監視し、当該業者の経営体及びFSAに報告する責任を有する個人を当該業者内で任命することを求める。

USF　DSROは、FCMに年次法令遵守審査を行う。それには顧客資産の検証を含む。そのような検証には、FCMにより維持される「確認」書の点検を含む。

最近、NFAは、先物業者が規制機関に、閲覧のみ可能なインターネットによる顧客の分別管理口座情報へのアクセスを提供するよう求める新規則を認可した。その新たに認可した要件は、CFTCの認可を受けるため送付された。

USS　取引所法第17（b）条は、現在、証券業者をSEC及び関係SROの職員による従来からの検査及び審査の対象としている。　取引所法第17条は、取引所法第17a-5条とともに、証券業者に、年次報告書をSEC及び証券業者の指定審査当局に提出等させる。当該報告書には、該当する場合、監査済財務諸表及び一定の付属明細書及び補足資料を含まなければならない。公開会社会計監督委員会（PCAOB）に登録する独立公認会計士は、監査を行わなければならない。　○SECの新様式保管（2013年7月に制定）は、審査者が保管審査で焦点を合わせる初まりの点として利用できる証券業者の保管概要を作る。　○規則第17a-5条に対する2013年7月改正もまた、口座設定及び清算証券業者に、2014年6月1日以

後に終了する財務年度について、SEC又はSROの職員が証券会社の監査人の作業書を点検し、監査人の報告書に伴う調査結果について議論することを認めることに合意することを求める。FINRA規則もまた関係する。　○FINRAは、FINRA規則第4110条に基づき、清算又は口座設定証券業者に、投資者保護又は公益のため、より大きな資本要件を課すことができる。 ○FINRA規則第4160条(資産の検証)は、FINRAが通知した場合、そのような資産が自己資産又は顧客資産のいづれかを問わず、FINRAの会員でない金融機関に、FINRA職員の要請があったときは、そのような金融機関に当該会員が維持する資産の書面による検証をFINRAに直ちに提供しない場合は、資産の保管又は所有権記録を維持し続けることができないと定める。 ○FINRAは、DTCC（及びその関係会社）がその参加者に提供する建玉報告及び類似の情報をFINRAに従来どおり及び直接のアクセスを提供する仕組みをDTCCに構築した。

Q25　外国・地域の投資業者（「外国投資業者」）が貴国・地域の投資業者又は預託機関でオムニバス口座に顧客資産（すなわち、外国投資業者の顧客の）を預託する場合、その外国投資業者に関する管轄を有する外国規制機関は、当該保護を保証又は減少させるために外国投資業者がとる措置に照らして、当該顧客資産の金額及び／又は価値並びに当該顧客資産に実際に適用される保護を検証するためにどのような措置をとるか？

Au　これは、外国投資業者の管轄に対する外国規制機関の請求及び顧客資産のその問題に対する関連性の程度による。但し、外国規制機関が情報共有のため、それらの間で協力の仕組みに基づきASICの支援を求めることは可能であるかもしれない。さらに、一定の情報は、オーストラリアの上場企業の開示及び報告義務により公開される。

Br　これらの場合において、管轄者間の法令施行目的での情報交換に関する一般ルールは適用される（例えば、MMoU）。

Ca　外国規制機関は、ディーラー会員から受けた毎月の口座報告書について相談することを外国投資業者に要請できる。この毎月の書面は、外国投資業者の名義で、開設された一つの口座に混合された全ての顧客の有価証券を表示する。オムニバス・ベースでIIROCディーラー会員と取引を行う外国投資業者及びその顧客に与えられるCIPF保護はない。

Fr　要請は、適用される覚書により取り扱われる。

Ge　(i)保管約諾に適用される法律は、現在、EUによっては調和されていない。委員会は、各指令に関し作業しており、それは2013年に意見募集されると予定されている。従って、外国監督機関は、MiFIDルールだけを使用できる。MiFID第32条　(ii)MiFID及び3.1.2DepotGに従い、外国EU保管機関の支店は、それが投資業者としてみなされる場合、BaFinにより監督される。外国保管機関の母国監督機関は、MiFIDルールによれば、BaFinと協力する。　(iii)第三国保管機関及び監督機関の場合は、協力が監督者間の2国間又は多国間運営協力に基づき可能である。

HK　SFCは、証券規制機関間の情報交換及び相互支援を可能にするIOSCO-MMoU（相談及び協力及び情報交換に関する多国籍覚書）に調印している。さらに、SFCは、多くの2国間MOU及び香港外の証券規制機関との書面による協力取決めを締結した。

In　オムニバス口座は、インドでは、開設できない。　SEBI（証券取次業者及びサブ取次業者）規則1992第17条及びSEBI1993年11月18日回覧SMD/SED/CIR/93/23321は、顧客が預託した金銭／有価証券は、業者自身の口座又は他の顧客の口座から区分された口座で保管されるべきである。　外国規制機関は、国間で締結される場合、IOSCO MOUの条件（a）及び（b）で述べる詳細を検証するため、インドの規制機関と接触できる。

It　規制機関は、情報及び書類収集又は調査及び実

地検査を行うことを含め、国際的な協力を提供するため、要請があったときは、外国規制機関のためにその権限の全てを行使できる。

Jp (i)適用される覚書により、外国規制機関は、国内規制機関からの情報を要請できる。(ii)法により、FSAは、海外規制機関と情報を共有でき、多くの国と国境を超える監視協力の取決めを作った。(iii)FSAはまた、IOSCO-MMOUの調印者であり、法令実行の協力をカバーする。(iv)既存の合意に関わらず、等価の守秘義務が確実である限りにおいて、FSAが機密情報を提供できる。

Kr FSC／FSSは、IOSCOのMMoUに署名しており、従って、外国規制機関はそのMMoUに定める規定に従って情報を取得できる。

Me (i)調印されたMOUに基づき、外国規制機関は、顧客資産の金額及び／又は価値に関する情報提供を要請できる。その情報は、メキシコの投資業者に要請され、さらに、適当と認められる立証を行うため外国規制機関に提供される。 (ii)この委員会により行われる監視業務は、一般的に適用され、顧客の起源に基づく差異はない。例えば、資産の投資業者が所有する資産からの分別管理資産、INDEVALへの預託との照合及び顧客資産を権限を付与された目的とは異なる運用についての禁止である。

NL 金融監督に関する法律第1.3.2条は、次に掲げる他のEU監督機構との協力及び秘密情報の交換をカバーする。(i)他の加盟国からの監督機関は、AFMに連絡した後、その監督の役割のために必要なデータ又は情報を検証できる。 (ii)他の加盟国の監督機関は、実地監査における監督の役割のために必要なデータ又は情報を立証することをAFMに依頼できる。AFMは、そのようにするか、又は他の機関を立証のために招待する。 (iii)AFMは、限定的な背景（例えば、要請に応じることがオランダの主権／秩序に反する；同じ事実について及び同じ事業体に関連して未決の法的手続き又は最終の判断の存在）に関して要請を拒否できる。 金融監督に関する法律第1.3.3条は、秘密情報の交換について非EU監督機関と協力することをカバーする。 (i)秘密情報の提供が、同等の安全装置が秘密に関して非EU加盟国・地域において存在し、情報の提供が非EU機構による監督任務の範囲で適合する場合のみ許される。

Pa 該当しない。

Po 外国規制機関は、ポーランド規制機関からの情報を要請できる。但し、規制当局間の情報の交換に関しふさわしいMOUがあること。

Ru 指令2004/39/EC第56条及び第63条、制定CNVM規則32/2006、及び改正（第VI章）

Si 外国規制機関は、MASからの支援を要請でき、MASは、SFAに定める条件を満たすことを条件としてその要請に応じることができる。 外国規制機関は、SFAに定める条件を満たすことを条件として、CMS免許保有者の帳簿を検査することもできる。

Sp スペインにおける顧客資産の預託は、顧客のために記録されなければならず、「オムニバス」口座は認められない。

Tu トルコでは、外国投資業者は、イスタンブール証券取引所（ISE）及びTurkDexで取引するため、国内投資業者及び中央登録機関にオムニバス口座を開設する。 外国投資業者は、取引がその者のために行われる顧客の特定に関する情報を提供する旨確認書を提出しなければならない。 但し、外国投資業者は、その顧客の特定の詳細に関する情報を与えることを避ける。 オムニバス口座は、合計ベースで保護の対象である。 トルコで顧客資産を保有する外国投資業者に対して管轄権を有する外国規制機関は、存在する場合は機構間で調印した覚書の枠内で又は互恵でトルコの投資業者又はCMBからそのような顧客に関する情報を要請できる。

UK 関係規制機関の間の適用される覚書がある場合、外国規制機関は、その覚書を通した国内規制機関からの情報を要請できる。

USF　外国規制機関は、米国の投資業者から直接確認を受けることができる。さらに、適用される覚書がある場合は、外国規制機関は、その覚書を通して情報を取得できる。　これらの顧客資産は、破産法第766（h）条に定める米国顧客の顧客資産と同じ保護を受ける権利がある。

USS　外国規制機関は、米国投資業者から直接確認を得ることができる。さらに、適用できる覚書がある場合は、外国規制機関は、覚書を通して情報を得ることができる。　そのような顧客資産は、一般的に、SIPAに定めるように、米国顧客の顧客資産と同じ保護を受ける権利がある。

支払不能後質問

Q29　投資業者は、どのようにして、「支払不能」、「破産」又は同等の状況になるか？

AU　一般的には、投資業者又はその債権者のいずれかが清算の申立て（すなわち、裁判所清算、債権者の自主清算、及び会員の自主清算）を行うことができる。投資業者だけが更生の申立て（すなわち、自主管財）を行うことができる。2001年会社法は、他の会社同様投資業者に適用される。

Br　規制機関は、投資業者をそれ自身自主的に又は投資業者の取締役の要請により、投資業者を支払不能とすることができる。

Ca　一般に、IIROCは、投資業者を停止し、その停止についてカナダ投資者保護基金（CIPF）に通知する。CIPFは、カナダ破産・支払不能法第XII条に従い、受託者を任命するよう裁判所に依頼する。カナダ破産・支払不能法第XII条は、カナダ証券業者に特定して規定する。

Fr　投資業者又はACPのいずれかが臨時の管財人の任命を要請できる。ACPの意見は、法的更正及び清算手続きの開始のために必要である。

Ge　支払不能投資業者の取締役は、投資業者が支払不能となった場合、規制機関に届け出る義務を有する。規制機関だけが、関係地方裁判所に支払不能の申立てをすることができる。

HK　規制機関は、それが公益に合致すると認める場合、投資業者の強制清算を申し立てることができる。　投資業者、その株主又はその債権者もまた、他の会社同様、当該業者の清算を申し立てることができる。

In　投資業者は、証券取引所により「債務不履行者」を宣告される。

It　(i)経済金融省は、規制機関又はイタリア銀行のいずれかによる申立てがあったときは、投資業者を特別管理又は強制管理清算の状況に置くことができる。経済財務省は、投資業者が支払不能でない場合でもそのような手続きを開始できる。　(a) 投資業者は、(i)規制機関若しくはイタリア銀行が、(a) 重大な管理上の不正若しくは違法行為を発見する又は (b) 重大な資本損失を予想する、又は(ii)取締役会、株主（臨時総会を通して）若しくは規制機関が任命した暫定管財人がそのような管理を要請する場合、特別な管理（最長1年）を始めることができる。

(b) 投資業者は、(i)規制機関若しくはイタリア銀行が、(a) 例外的に重大な管理上の不正又は違法行為若しくは (b) 例外的に重大な資本損失を発見する、又は(ii)取締役会、株主（臨時総会を通して）暫定管財人、特別管理の管財人又は通常清算人がそのような清算を要請する場合、強制管理清算（権限付与の取消し及び業者の清算））を始めることができる。　(ii)投資業者が支払不能となる場合、管財人（特別清算又は強制管理清算）、債権者又は検察官は、破産裁判所にそのような支払不能を宣言することを申し立てることができる。そのような正式の宣言を行う以外に、破産裁判所は、投資業者の管理又は清算に関わらない。むしろ、イタリア銀行は、そのような管理又は清算を監督する。従って、投資業者に適用される支払不能制度は、他の会社に適用される支払不能制度とは異なる。

Jp　民事再生法、会社更生法及び破産法がある。破産法に基づくプロセスにより、規制機関は業者の

破産を申し立てることができる。加えて、業者自身、業者の債権者及び取締役は破産を申し立てることができる。

Kr　金融投資業者が「支払不能」又は「破産」になるプロセスは、非金融投資会社のそれと同じである。

申し立てが行われると、裁判所は、当該事業体がそのような状態になる要件に適合するかどうか決定し、それに従って、裁判所命令が発出される。

Me　投資業者は、2つの方法で、破産手続きの対象となる可能性がある。　(i)行政介入：規制機関は、不正行為が安定に影響すると認める場合、投資業者に行政介入する可能性がある。規制機関は、投資業者を運営し、上記の不正行為を是正することを試みる検査人管理者を任命する。検査人管理者が9カ月以内にそのような不正を是正できない場合、規制機関は、投資業者の許可を取り消す。そのような取り消しを行ったときは、投資業者は、別の支払不能手続きなく、清算となる。　(ii)清算：投資業者の株主及び債権者は、投資業者が支払不能であると財務省が宣告することを要請できる。財務省は、その後、投資業者を清算するよう裁判所に申し立てる。

NL　破産は、次の者により申し立てることができる。　(i)債務者（非自主的な申立て）の債権者（外国債権者を含む）の1以上；　(ii)債務者自身（自主的な申立て）；又は　(iii)公益が必要とする例外的な場合では、検察官。　破産の申立てが地方裁判所により認められた場合、地方裁判所は、破産受託者／管財人及び監督裁判官として裁判所の一員を任命する。　破産手続きはまた、支払い手続きの停止又は債務返済繰り延べに続いて開始できる。　(i)支払い停止。これにより債務者は、更正し、その業務を継続するためにその債権者に対する一時的な免除を与えられる。支払い停止期間中、債務者の業務は債務者及び裁判所が任命した管財人と一緒に運営される。　(ii)債務返済繰り延べ－債務者の資産は、債権者の利益のために売却され、債務者は、「再出発」の可能性を債務者に与えるという目的で、3年間に債権者に返済する資金を作り出すための最大の努力をしなければならない。この区分だけが自然人に適用される。

Pa　投資業者の支払不能のこのプロセスは、他の事業体のために使用されるプロセスとは異なる。投資業者は、当初、取引所の債務不履行管理規制に参照される債務不履行のプロセスを通る。　債務不履行管理委員会は、債務不履行管理規則に基づき、関係証券取引所により構成される。　委員会は、取引所の管理において他の会員が（取引について）債務不履行者に支払うべき又は受け渡すべき全ての金銭、有価証券及び他の資産、会員権カード及び取引所施設内事務所の始められた整理後NCCPLに使用されないで残った有価証券及び／又は現金／銀行保証を回復する。　投資業者の資産が売却され、分配された後、投資業者は、1984年会社令第XI章に基づき、清算のために再開されることが可能である。

その清算は、次に掲げる事項のいずれかが行われる可能性がある。(i)裁判所により、(ii)自主的に、又は(iii)裁判所が監督して。

Po　―

Ru　2段階プロセスがある。　(i)破産手続きの受託者；及び(ii)清算／破産手続き。CNVMは、事業体が支払不能になりそうな場合又は事業体の管財人、執行取締役又は監査人が次に掲げる罪を犯す場合、破産手続きにおける受託者を実行する。　(i)CNVMが定めた法令規則の規定に違反し、それが重大な損害を生じさせた若しくは生じさせる可能性がある又は資本市場の機能に危機をもたらすこと；

(ii)許可に付された条件又は制限に違反すること；

(iii)投資者に属する金融商品及び資金の不十分な管理。　CNVMは、重大な問題がある場合は、許可を受けた事業体の取締役会の解散を求めることができる。　CNVMが受託者の報告書に基づき、許可を受けた事業体が回復しなかったと認める場合は、許可は、取り消され、CNVMは、当該事業体の清算手続きを開始し、又は管轄裁判所に法的更正及び

破産手続きを開始することを命令できる。「支払不能」は、次に掲げるシナリオをカバーする。(i)自己の資金を使って期日の到来した債務を返済できない；(ii)財務的に回復するために破産手続きにおいて特別受託者に基づく許可を受けた事業体の無能力の結果として法律及びCNVM規則に従って、規制事業体の許可を取り消す。

Si (i)シンガポール会社法（Cap.50）（「CA」）の規定は、投資業者を含むシンガポールの全ての会社（明示して除外される場合を除く）に適用される。調査の目的に対する対応は、CAに基づく要件並びに清算及び法的管理のプロセスに焦点を合わせる。

法的管理：(ii)会社の法的管理の申立ては、当該会社又はその債権者が行うことができる。法的管理人は、会社を再生させ、それが債権者にとってより良く扱うことになる場合、会社の全部又は一部の業務を保全することを試みる。清算：(iii)会社清算の申立ては、当該会社、その債権者又は当該会社の法的管理人が行うことができる。

Sp 次に掲げる者（投資業者、証券市場委員会又は債権者）は、裁判官に支払不能手続きを申請できる。

Tu 資本市場委員会は、金融業者の財務状況が弱くなると認めた場合には、次に掲げるような幅広い権限を有する。それは、とりわけ、段階的な清算の決定を行い、段階的な清算なしの又は清算の結論に続き必要な場合、直接破産を要請すること。投資業者の段階的な清算のための委員会により決定が行われることもあり、その許可は、資本市場法第46条第1項（h）に従って取り消された。段階的な清算に当たっては、トルコ商法、執行及び破産法並びに他の法にある清算に関連する規定が適用されない。仲介業者の段階的な清算の原則及び方法は、資本市場委員会が定める規則に定める。

UK (i)通常、業者の取締役は、行政命令をするよう裁判所に申請する。業者が清算される場合、業者の債権者は、清算命令を出すよう裁判所に申請できる。(ii)裁判所、当該会社、取締役又は有資格浮動担保の保有者は、管財人を任命できる。(iii)一般的には、投資業者は、清算よりも管理をする。2011年2月、投資銀行特別管理規則（SAR）が施行された。SARは、投資業を行う英国設立の業者に適用できる。裁判所は、そのような事業体が支払不能となる場合、FSA又は投資銀行の取締役を含む様々の当事者の適用に関するそのような事業体の管財人を任命できる。

USF (i)一般的に、投資業者は、他の会社と同じ方法で破産になる。すなわち、投資業者自身が自主破産を申し立てるか、投資業者の債権者が強制破産を申し立てるかのいずれかである。(ii)但し、投資業者は、清算されなければならず、更正できない。また、投資業者が制度に違反した、違反している又は違反しようとしている場合、規制機関は、管財人の任命を裁判所に申し立てることができる。適当な場合は、管財人は、投資業者のために自主破産を申し立てる。

USS 一般的に、投資業者は顧客口座を新しい業者に移管することにより自主清算する。自主清算が不可能である場合は、裁判所の監視手続きがSIPAに基づき行われる。証券投資者保護会社は、管轄裁判所に保護命令を申請できる。清算手続きは、投資業については他の会社についてと異なる。

Q30 管財人任命の手順は？

Au (i)裁判所清算：一般的には、裁判所は、有資格弁護士のリストから管財人を任命する。(ii)会員の自主清算：投資会社の取締役が管財人を選任する。但し取締役が代替者を任命するよう決議するかもしれない。(iii)債権者の自主清算：債権者が代替の管財人を任命する決議をすることができるとしても、投資業者の取締役は、管財人を選任できる。(iv)自主管財：投資業者を管財の状態に置こうとする当事者は、管財人を選任する。全ての場合において、管財人は、教育、個人及び実務要件の対象である規制機関との

登録清算人である。

Br　規制機関は、通常、規制機関の現在の又は退職した規制機関職員で関係経験のある者を管財人として選任する。

Ca　一般に、CIPFは、裁判所に、カナダの主な会計業者の一つ、それは免許を受けており、その会計業者は、関係投資業者と紛争がない者であり、カナダ破産・支払不能法第XII条を運用した経験とカナダ投資業界の経験がなければならない者のうちから受託者を任命するよう依頼する。

Fr　ACPは、暫定管理に管財人を選任し、法的更正及び清算手続きに清算人を任命する。

Ge　裁判所は、規制機関を聴聞した後、「独立し、十分な経験を有」しなければならない支払不能管財人を任命する。

HK　規制機関が強制清算を申し立てる場合、暫定清算人として活動する1又は2のCPAを任命できる。規制機関が任命しない場合には、公的管財人が申し立てにより管財人として活動する。公的管財人は、一般的に、経験のある民間部門支払不能弁護士にこの事件の管理を委任する。裁判所もまた、清算命令時に管財人を任命できる。　投資業者の株主又は債権者が申し立てる場合、それらが任命する。

In　規制機関は、管財人の任命を求めることができる。会社の清算のために会社法に基づく規定もある。

It　イタリア銀行は、特別管理又は強制管理清算において管財人を任命する。

Jp　裁判所は、破産手続きのため管財人を選任する。

Kr　裁判所は、管財人を任命する。管財人についての特定の資格要件はない。　弁護士／法廷弁護士が任命された後、金融投資業者は、金融サービス委員会により勧告された金融専門家を任命できる。

Me　(i)行政介入：規制機関は、自主規制機関が提供する有資格の個人のリストから検査人管理者を指定できる。この指定のため、CNBV委員長は、理事会に、投資業者の介入の宣告及び当該仲介業者の運営を引き継ぐ者の指定を提案できる。　(ii)清算：投資業者の株主又は債権者は、清算人を任命でき、それは財務省により拒否される可能性がある。投資業者の株主又は債権者が管財人を任命する。それは、財務省が十分な技術的質、社会的評価及び満足のいく責務遂行の実績を有していない、又は規則の重大な若しくは繰り返しの違反をしたと認める場合は、財務省により拒否される可能性がある。その場合、清算人の任命は、信用機関、取次会社により、連邦サービス運営財産処分、又は金融機関の清算に経験を有する個人又は会社により行われることができる。

NL　(i)管財人は、地方裁判所が任命する。　(ii)管財人は通常法定弁護士である。　(iii)管財人は、監督裁判官の一般的な監督下で行動する。　(iv)オランダ地方裁判所には、弁護士が一定の要件を対象として破産において適格管財人のリストにあるかどうか決定することにより管財人として任命するためのガイドラインを作成しているものもある。(v)裁判所は、監督裁判官、債権者又は債務者の要請で管財人を罷免する権限を有する。

Pa　支払不能の間又は証券取引所会員の債務不履行の場合、管財人の概念はない。　業者が1984年会社令の規定に基づき清算の申立てをしなければならない場合、清算人は、委員会が勧告する者のうちから裁判所が任命する（そのうちから裁判所が清算を命じた会社の暫定管理人又は公的清算人を任命しなければならない者のパネル）。　投資業者の自主清算の場合、清算人は総会で当該会社により任命される。

Po　―

Ru　破産手続きにおける受託者について、受託者は、CNVMが任命した自然人又は法人である。
法的更正及び破産手続きについて、受託者は審判所により任命されなければならない（CNVMの認可を得て）。　受託者は、清算に当たっては、CNVMが任命しなければならない。

Si　法的管理：(i)法的管理命令についての申請は、シンガポール裁判所に行う。申請者は、申請に当たって、会社の監査人でない者で法的管理人として活動する公認会計士を任命しなければならない。(ii)シンガポール裁判所は、申請者の任命を拒否し、その代わりとして他のものを任命できる。(iii)CAを管轄する大臣は、公益のため必要であることを考慮し、その場合、大臣が聴聞で任命を支持する意見を得、この目的で代表される場合、法的管理人として活動する者を任命できる。　(iv)シンガポール裁判所により任命される又は大臣により法的管理人として行動するよう任命される場合、その者は、公認会計士である必要はない。　　清算：　(i)会社が申し立てた債権者の自主清算について、会社は、会社の債権者会議において会社の債権者の好みによって清算人を任命する。　(ii)CAを管轄する大臣がその法において認可を受けた清算人として宣告を受けた者の種類に該当しない者は、その法律において清算人としての認可を大臣に申請できる。大臣は、申請者の経験及び能力に満足した場合、その者をその法における清算人として認可できる。　(iv)清算人が任命されない場合、公的破産管財人（「OR」）は、申請がORの代わりに清算人を任命するためにシンガポール裁判所に行われるかそうでないかを決定する目的で会社の債権者及び出資者の別の会議を招集する。　(v)シンガポール裁判所は、会社の清算人として認可を受けた清算人の任命を行うことができる；清算人がシンガポール裁判所により任命されない場合、ORが会社の清算人にならなければならない。　(vi)ORは、全ての清算人（例えば自主清算における構成員又は債権者が任命する者）を管理し、他に誰も自主清算の清算人として提案されない場合には、会社の債務不履行清算人である。

Sp　管財人は、証券市場委員会による提案に基づき裁判所が任命する。　管財人は、支払不能手続きにおいて適当な資格及び経験を有さなければならない。

Tu　決定が段階的な清算のために行われた後、投資者保護基金が清算が行われるまで投資業者の法的事業体の責務及び権限付与の責任を有する。　投資者保護基金は、CRA（資本市場法の規定に従って、資本市場商品の記録を保存する責任を有する）により管理かつ表示されなければならない。　投資者保護基金の意思決定機関は、CRAの意思決定機関である。投資者保護基金の業務及び取引はCRAにある区分された組織により管理執行される。

UK　裁判所、投資業者又はFSA（SARに従って）管財人を選任する。管財人は、裁判所手続きにより任命される。管財人は、免許を受けた破産管理人になるための試験に合格し、破産管理人協会（IPA）の会員にならなければならない。

USF　米国受託機関、支店行政官は、常任のリストから管財人を任命する。規制機関は、商品先物市場及びその市場において投資業者の役割を良く知っている管財人の任命について規定するため米国受託機関と相談する。

USS　裁判所は、(i)管財人及び(ii)管財人への諮問者、証券投資者保護会社のような者をその裁量で任命する。

Q31　管財人が利用可能なガイダンスは何か？

Au　制定法（すなわち2001年会社法）；共通法決定；オーストラリア破産管理人協会専門実務行為規範；オーストラリア会計基準；及び各州の不動産法。投資業者に特定したガイダンスはない。

Br　制定法（すなわち、法6.024）

Ca　制定法（すなわち、カナダ破産・支払不能法第XII条及びV条）；CIPFと受託者との間の委任契約書；CIPF支払不能手続きマニュアル；CIPF指図

Fr　暫定管財人は、その法的使命（支援、監視及び管理）並びに業者の先頭でマネージャーとしての法的及び契約上の義務を遵守しなければならない。

Ge　管財人の義務は、ドイツ支払不能法（InsO）に定める。

HK　制定法；規則；HKI-CPA支払不能ガイダンス・ノート。　投資業者に対し特定したガイダンスはない。

In　管財人は、投資家間の資産の配分を含む、さらなる仕組みまで事業体の業務を管理できる。

It　制定法（すなわち、統合整理銀行法）；イタリア銀行命令。　イタリア銀行は、管財人を監視及び支援する監視委員会を設置しなければならない。

Jp　管財人は、善良な管理者の注意を持って責務を行うべきである。（破産法第85条第1項）　この精査の責務を明確にする特定のガイドラインはない。

Kr　該当しない。

Me　制定法：行政介入について規制機関からの命令、清算について財務省からのガイダンス。

NL　管財人は、監督裁判官の監督の対象である。　一定の行動について、管財人は、次のような監督裁判官の権限を必要とする。　(i)法的手続きを行うこと；　(ii)雇用及び賃借契約の終了；及び　(iii)個人的契約による資産の現金化。　一定の場合において、監督裁判官は、債務者又は債権者の要請により、管財人に特定の行動をとる又は意図した行為をしないようにすることを命令できる。　破産（RECOFA）において監督裁判官の作業グループは、破産及び支払いの停止に関するガイドラインを作成した。　これらのガイドラインは、管財人の活動の透明性を増加させることを確実にすべきである。

Pa　該当しない。

Po　―

Ru　破産手続きにおける受託者について、受託者は、資産の保全及び投資者及び他の債権者の権利に対する請求の徴求のための措置をとらなければならない。

Si　法的管理：(i)会社の法的管理人は、当該会社の業務及び財産の管理に必要な全ての事項を行い、シンガポール裁判所が命令する他の事項の全てを行わなければならない。(ii)法的管理人はまた、法的管理命令から60日以内に会社の管理に関する提案書を提出しなければならない。　清算：(i)清算人は、会社の業務及び財産並びに資産の分配の管理において裁量権を行使しなければならない。(ii)清算人の権限及び責務は、CAで明示的に規定されている。(iii)清算人は、その責務において自身を支援する弁護士を任命でき、清算に基づき生じる特定の事項に関連する命令を裁判所に申請できる。

Sp　破産管財人は、規制機関がまだしていない場合は、顧客資産を移管しなければならず、残りの資産の分配（債権者に対して）について裁判所に提案しなければならない。

Tu　資本市場法及び規則の仲介業者の進行的清算の原則及び手続きに関する関連規定。

UK　制定法。　支払不能実務及びガイダンスのIPA書。　投資業者に特定したガイダンスはない。

USF　制定法（すなわち、破産法第7章第IV節）及び規則は、投資業者を清算する管財人のための特定のガイダンスを提供する。

USS　証券投資者保護法は、投資業者の清算についての特定の手続きを規定する。

Q32　管財人の責務基準は何か？

Au　過失責任

Br　怠慢

Ca　重大な過誤の責任又は意図した不正行為

Fr　不正行為への厳密な責任

Ge　管財人は、とがめられるべき全ての任務違反について個人的な責任の対象である。管財人が実直な支払不能管理人の勤勉さを持って行動をとらない場合、とがめられるべきである。債務者の元従業員を採用する場合、役員は、これらの者が明らかに相応わしくない場合を除き、主な重要さの監視及び決定にのみ責任を有する。（InsO第60条）

HK　過誤、債務不履行、義務違反又は信託違反についての責任（裁判所がそのような責任の全部又は一部を、管財人が正直かつ合理的な実績を提供するため、許す場合を除く）

In　管財人は、投資者の利益のために業務しなければならない。

It　イタリア銀行からの命令を遵守しないことについての個人的責任。管財人に対する民事法行動は、イタリア銀行事前許可付与の対象である。

Jp　管財人は、精査の義務を履行しない場合は、破産法第2項に基づき損害の補償を行う義務がある。

Kr　責務違反は、管財人が、そのような違反により生じる損失又は損害に共同して責任を有することになる可能性がある。

Me　完全な個人の責任。

NL　破産における管財人は、その資格で管財人の行為により損失を被った第三者に個人的に責任を負う可能性がある。　これは、「受託者が十分に知識を有し、経験のある誠実かつ献身的に任務を履行する受託者であると合理的に予想できる方法で行動すべき」特定のかつ客観的な注意深さの基準に反した行いをした場合に生じる。　管財人の第三者に対する個人的責任の法的根拠は不法行為である。

Pa　なし。

Po　―

Ru　完全な個人の責任。

Si　法的管理：法的管理命令が効力を有するときはいつでも、会社の債権者又は構成員は、シンガポール裁判所に、一般に又は特定して債権者又は構成員の権利に対する不公正に不当である又は不当であった方法で法的管理人が会社の業務及び財産の管理を行う又は行った又は法的管理人の実際の若しくは提案された行為若しくは不作為が不当であるという理由で命令を申請できる。　そのような命令申請があったときは、シンガポール裁判所は、次に掲げる苦情のあった事項について軽減に相当すると認める場合、そのような命令をすることができる。　清算：シンガポール裁判所は、清算人の行為を認識しなければならず、清算人がその責務を誠実に果たしておらず、定められた要件又はシンガポール裁判所の要件を遵守するか、又は債権者若しくは出資者又はそれに関するORが苦情を申し出た場合は、当該事項について問い合せ、相当と認める処分をしなければならない。

Sp　管財人又は清算人として任命される破産管財人は、全体の個人的責任を有する。

Tu　投資者保護基金の債務についての特定した規定はない。但し、一般的に、投資者保護基金の全ての実務及び口座は、資本市場委員会の監督の対象である。

UK　完全な自己責任。

USF　重大な過誤又は故意の受託機関義務の無視の責任。

USS　重大な過誤又は故意の受託者義務の無視の責任。

Q33　顧客資産の返還における場合を含め、投資業者の支払不能にどのように規制機関は関係するか？

Au　規制機関は、投資業者を監視し続ける。但し、一般的には、投資業者の清算及び顧客資産の分配には自身は関わらない。それでもなお、上記のように、規制機関は、顧客資産について、差し止め命令又は暫定凍結命令の申立てを、どの場合も特定の状況下で、裁判所に行うことができる。

Br　規制機関は、管財人を監督する。

Ca　IIROCは、投資業者の支払不能には関わらない。むしろ、CIPFは、そのような支払不能運用についての責任を引き受ける。

Fr　上記のように、ACPは、暫定管財人の任命を要請し、支払不能となった投資業者に対する更正又は清算手続きを開始させる。加えて、ACPは、それが一旦、投資業者が全ての顧客請求を満足するに十分な有価証券を有さないことが暫定管財中に明らかになる場合、有価証券預託保証基金からの介入を求めることができる。

Ge　規制機関は、投資業者を監督し続けるが、申立てが行われた後は、投資業者の支払不能手続きに

はそれ自身は関わらない。但し、預金保証及び投資者補償法第5条（1）により、BaFinは、支払不能が同法に基づく保証事由を構成するかどうか決定する。BaFinは、顧客資産の返還手続きには関わらない。

HK　規制機関は、投資業者の清算及び顧客資産の分配に自身は関わらないが、顧客資産の返還の進展の監視を維持する。

In　規制機関はまた、管財人の任命を求めることができる。規制機関はまた、投資業者の口座を凍結し、顧客資産が保護されることを確実にすることができる。規制機関は、投資業者の登録証明書を取り消すことができる。

It　イタリア銀行は、投資業者を監督し続け、特別管理又は強制管理清算を命令する。　イタリア銀行は、法に従って顧客資産の返還を監督する。イタリア銀行もまた、顧客資産分配のための割当計画を認可する。

Jp　投資業者の支払い能力について懸念がある場合は、FSAは、顧客資産の円滑な返還を当該業者に求めるとともに、投資業者の登録の取消し又は業務改善命令を発出し、業務停止命令を発出する。

例えば、Lehman Brothers Japan Inc.の親会社であるLehman Brothers Holdings Inc.が破産したとき、FSAは、次のような業務改善命令を発出した。(i)その投資者及びそれらの預託された資産に関する正確な情報を手に入れること。(ii)投資者により預託された資産を保全し、不合理にその財産を使用しつくすことがないこと。(iii)投資家間で公平な取扱いをすることを考慮して投資者保護の完全な手続きをとること。(iv)全投資者に預託された資産の保管について適切に情報を提供し、投資者の適切な行動を考慮することを試みること。

Kr　破産／支払不能事業体は、単に、破産裁判所の監督下にある。破産／支払不能金融投資業者は、金融サービス委員会に届出又は供述書を提出することを求められることがある。

Me　(i)行政介入：委員会は、資産又は現金の顧客への移管／引渡し及び管財人（及び裁判官により認可された者）が財務省の意見を考慮に入れて作成した計画表に関わる。　(ii)清算：委員会は、資産又は現金の顧客への移管／引渡し及び適用される制裁を考慮する時間表に関わる。

NL　秘密データ：オランダ金融市場機構（AFM）は、金融業者が破産の宣告を受けた場合、裁判官、管財人及び受託者に対し金融監督法に基づく責務の履行に当たって取得した秘密のデータ又は情報を提供できる。　一定の限度が存在する：(i)金融監督法が保護を目指す利益に反する場合には、秘密情報は提供できない；(ii)情報が他の監督機関又は外国規制機関から取得したものであり、その監督機関又は規制機関が情報提供に合意しない場合には、秘密情報は提供できない。　書類作成：　AFMは、破産手続き内で管財人を手伝うために利用可能な書類を作成できる。　権限付与の取消し：AFMは、破産した投資業者の免許を取り消す旨の管財人の要請を可能とすることができる。　AFMは、投資業者の免許を取り消す決定を行うに当たって、AFMが定める期間内に金融業者が全部又は一部の業務を清算しなければならない旨定めることができる。AFMは、免許取り消し後、（原則として）投資業者の監督を継続しない。　顧客資産の返還：AFMは、基本的に顧客資産返還のプロセスには関わらない。但し、AFMは、上記のように、顧客資産の保護に関する規則の遵守状況を監視し、これに関連する証言を提供することができる。

Pa　関係証券取引所は、債務不履行管理委員会の一部として適格候補者を指名する。　委員会が構成されたときは、それらは支払不能会員の資産を売却及び処分し、それらの資産を清算機関、取引所、会員及び顧客間で分配する任務がある。　債務不履行管理規則は、「証拠金として保管される会員の顧客の証拠金適格有価証券、現金及び／又は銀行保証の形で、担保を処分する際は、取引所は、取引所／

NCCPLの義務を履行するため他に優先して当該担保を売却する絶対的裁量を有する」と定める。　取引所は、NCCPLの写しを受けたときは、停止会員に対し、最終通知を出して当該通知に認める時間内にNCCPL通知に記載された債務を支払うことを停止会員に求める。

Po　―

Ru　(i)CNVMは、破産における受託者、清算における受託者を任命し、破産／法的更正のための受託者を認可する。　(ii)破産の報告書における受託者の結果によっては、CNVMは、清算／法定更正及び破産手続きを開始すべきかどうか決定する。　(iii)CNVMは、必要な場合は、手続きにおいて審判所、執行官及び受託者を支援することができる。

Si　規制機関は、免許を受けている間、投資業者を監督し続け、必要な関係当事者と協力する。

Sp　証券市場委員会は、顧客資産を返還するプロセスに直接には関わらない。それは管財人又は清算人の役割である。　裁判所は、証券市場に関連する事項に関し、証券市場委員会の助言を依頼できる。

Tu　段階的清算プロセスの開始と終了は、委員会により決定される。但し、顧客資産の返還のプロセスは投資者保護制度により執行される。

UK　規制機関は、投資業者を監督し続けるが、顧客資産の返還に当たって直接の役割を持たない。業者がSARの対象である場合、FSAは、管財人の仕事を監視し、一SAR対象事項（例えば合理的に実現可能な程度にできるだけ速やかに顧客資産を返還すること）を他のSAR対象事項よりも優先させるよう破産管理人に命令できる。

USF　規制機関は、管財人、投資業者の指定自主規制機関及び投資業者のデリバティブ清算機関との議論に関わり、顧客資産の効率的かつ秩序だった移管又は分配を可能にする。加えて、規制機関は、裁判所に出頭する権利を有する。

USS　SECは、証券投資保護会社を監督し、証券投資保護会社は、同様に管財人を監督する。SECはまた、投資業者の清算への当事者として、裁判に出頭できる。投資業者もまた、登録証券業者としてSEC監督の対象であり続ける。

Q34　投資業者の支払不能時の顧客資産の分別管理及び取扱いを管轄する要件は、あれば、何か？

Au　顧客金銭は次の順序で支払われる。(a) 最初の支払いは誤って当該口座に支払われた金銭；(ii)金銭が保険契約に従って被保険者のために受け取ったものである場合、2番目の支払いは、行われた請求について、その後他の事項について顧客金銭口座から金銭を受け取る権利がある各被保険者への支払い；(c) 次の支払いは、顧客金銭口座から金銭が支払われる権利のあるそれぞれの者に対する支払い；(d) 顧客金銭口座にある金銭が (a)、(b) 又は (c) に従って支払われるのに十分ではない場合、当該金銭は、各者の権利を有する額の割合に応じて支払われなければならない；(e) 上記に従って行われた支払い後に口座に金銭が残っている場合は、当該残りの金銭が免許所有者に支払われるべき金銭である。

Br　その事項に関する特定のルールはない。一般的な分別管理ルールが投資業者の支払不能の間適用される。

Ca　公式にはないが実務上はある。継続企業と同じ。

Fr　保管口座管理人の破産：金融・財務法は、保管口座管理人の口座に関し中央預託機関が保有する有価証券が保管口座管理人の義務を満足するには十分であることを解決当局が立証することを定める。有価証券が不十分である場合には、解決当局は、有価証券の比例按分分配を行うことができる。残る有価証券は、決議手続きに回付される。口座保有者は、他の保管口座管理人が保有する口座に有価証券を移管するよう依頼できる。

Ge　(i)保管人の支払不能手続きにおいては、これらの有価証券又はDepotG第12条 (2) に従って共同

預金の一部を担保に供した保管人に有価証券又は共同預託の一部を信託した預託者間の清算方法がある。33DepotG。 (ii)ドイツで有価証券取引を決済する場合、有価証券がこれらの共同有価証券預託（6(1) DepotG）の共同所有権を顧客に提供するためにドイツ中央預託機関（Clearstream Banking AG）に共同保管機関に適格である場合、銀行が必要とされる。(iii)預託機関の支払不能の場合、預託者は、有価証券の分別管理及び返還を請求する権利がある。有価証券は、支払不能資産の一部ではない。（支払不能法第47条） (iv)有価証券が共同保管機関に適格でない場合、顧客は、有価証券の単独の所有権を提供されなければならない。銀行は、それ自身の保有から及び第三者のそれから物理的に分別管理されたこれらの有価証券を保管するよう求められる（DepotG第2条（1））。預託機関の支払不能の場合には、預託者もまた分別管理を請求する権利を有する。

HK　投資業者は、なおも、投資業者の支払不能の間、顧客金銭規則及び顧客証券規則に基づき求められる顧客資産の分別管理及び取り扱いを遵守しなければならない。

In　—

It　投資業者の支払不能の間、分別管理を、管財人が清算目的で採用する手続き（資産及び債務の移転又は業務実行の継続）に関わらず、維持されなければならない。

Jp　投資業者の支払い能力に懸念がある場合は、FSAは、次に掲げる命令発出等を行う。(i)顧客保護の業務改善命令を発出し、投資業者の登録を取り消す、又は(ii)業務停止命令を発出する。　FSAは、当該業者が命令中の要請に適合するかどうかチェックするため、当該業者を監視する。

Kr　関係資産中に優先所有権（担保など）がある又は特定の法令が資産の分別管理を定める場合を除き、顧客資産は、他の資産と混合できる。

Me　行政介入：規制機関は、検査人管理者が顧客資産を移管する努力を含め、検査人管理者を監督する。　清算：規制機関は、管財人、財務省及び裁判所が適当であると認める顧客資産移管を可能にすることを試みる。

NL　管財人は、支払不能中、事業体の財産の管理及び売却の責任を負い、財産保全のために必要な行動をとることができる。

Pa　投資業者は、CDSのサービスを利用することを禁止される。すなわち、投資業者は、自己口座及び／又はその顧客のサブ口座を含む口座へのアクセスを有さない。　投資業者をその口座に関しある種の管理することを禁止する理由は、サブ口座保有者／顧客を防御するためである。

Po　(i)一般的に、事後支払不能プロセスに関し、投資業者の支払不能の場合には、投資サービスの提供に関し投資業者に預託された顧客金銭は、破産財産の一部ではなこことを定める金融商品取引に関する法律の規定がある。　(ii)さらに、金融商品を含む顧客資産は、補償制度により保護される。

Ru　受託者は、破産手続きにおける受託者の下で許可を受けた事業体の取締役会の権限を完全に委託される。　受託者は、資産の保全及び投資者及び他の債権者の権利に対する請求の徴求の手続きを作成する。

Si　SFA及びSFRに定める要件、例えば、顧客金銭の信託口座への預託は、投資業者がSFAに基づきなおも免許を受けている間、投資業者の支払不能の間適用される。

Sp　(i)記録保存制度及び比例按分規則における帳簿作成に責任を有する事業体若しくは参加者の支払不能の場合の脱退の権利に関し、証券市場法に新しい第12条が導入された。　(ii)帳簿記載により代表される有価証券の会計処理に責任を有する事業体又は記録保存制度に参加する事業体の支払不能の場合、これらの登録簿に記録された有価証券の保有者は、その名義で登録された有価証券を引き出し、他の事業体に移管することを要請する権利を有する。　(iii)支払不能裁判官及び支払不能管財人は、清算、決済

及び記録保存に関する規則によれば、帳簿記載により有価証券の会計処理に責任を有する事業体又は記録保存制度の会員事業体が支払不能を宣言する場合、行っている決済業務から権利を防御する。 (iv)支払不能当事者の財産から区分された同じ国際証券識別番号（ISIN）を有する有価証券が、同じISINを有する有価証券の登録保有者の権利を履行するため不十分である場合は、その不足は、有価証券の支払われていない部分の価値について、事業体から免責を請求する権利を損なうことなく全ての保有者間で比例按分で分配され、それは金銭で支払われなければならない。 (v)有価証券に関する他の種類の限定された権利又は先取特権がある場合は、保証者と保証を受ける者との間での約諾の権利を損なうことなく、比例配分規則が適用された場合、そのような先取特権は、有価証券で支払われない部分について比例按分記録の結果及び債務請求に適用されると理解されるべきである。

Tu　支払不能の間、投資業者の管理が投資者保護制度により執行されるため、顧客資産の分別管理を監督する投資業者についての要件はない。

UK　顧客資産制度は、投資業者が規制業務を止め、その許可が取り消されるまで支払不能の間、投資業者に適用され続ける。業者破綻の場合、顧客のために業者が保有する全ての顧客金銭はプールされる。顧客金銭のプールは、それに対する権利に応じて（顧客金銭分配規則に従って）プールに関し請求権を有する顧客間で比例した率で分けられる。　顧客有価証券はプールされない。

USF　投資業者の支払不能の間、受託機関は、資産を比例按分で、認められる請求に応じて、移管又は割当てを通して投資業者の顧客に返還するプロセスの一環として顧客資産を分別管理する。

USS　受託者は、SIPAに基づき定める規定に従い、全ての顧客資産を取り扱わなければならない。SIPAは、用語「顧客」、「顧客財産」、「純エクイティ」及び他の用語を定義する。これらの定義は、SIPAの要件の実施及び、とりわけ、顧客資産を清算プロセス中にどのように取扱うかの重要なガイダンスを提供する。

Q35　顧客資産の支払不能投資業者から健全な投資業者への移管を準備しているか又は促進するか？

Au　顧客資産の移管のための包括的な仕組みを提供する制度はない。但し、投資業者がASX会員又はオーストラリア決済・移管会社（「ASTC」）の会員である場合、ASX、ACH又はASTCの規則は、顧客資産を他の参加投資業者に移管することを認めることができる。当該業者が銀行である場合、特定の法令により、当該銀行の業務の全部又は一部を他の銀行に自主的に又は強制的に（支払不能銀行の資産を健全な銀行に移管することを可能にする）移管することができる。

Br　はい。顧客の同意及び管財人からの権限付与があれば。

Ca　はい。CIPFと受託者は、顧客資産の移管を受け入れようとする他の投資業者を見つけることを試みる。CIPFは、移管を可能にするため、受託者（各顧客ではなく）と協力して不足額を決定する。CIPFは、そのような不足に範囲の制限はあるが、資金供給する。そのような資金供給は、一般的に、受託者が顧客資産を完全に移管することをできるようにする。

Fr　制度は、顧客資産の移管の包括的な仕組みを提供しない。作業は、この問題に関して行われつつある。

Ge　制度は、一般的に顧客金銭及び顧客有価証券を顧客に返還することに焦点を合わせる。同様に、顧客建玉は、手仕舞われ、評価される。但し、再編成法の規定に基づき、顧客資産は、危険な銀行から健全な銀行に移管できる。それは、顧客の同意を得て及び同意なくそのような移管の場合をカバーする。

HK　制度は、顧客資産を他の投資業者に卸売ベースで移管する包括的な仕組みを提供しない。一般的には、管財人は、顧客の指図に応じてそれぞれの顧客に顧客資産の返還を仕組む。規制機関は、財政難に当たって投資業者に発出される制限通知においてそのような移管を明示的に認めることによりそのような移管を可能とすることができる。

In　はい。なすことができる。

It　はい。イタリア銀行は、顧客資産の移管を許可及び監視委員会に移管することを合意しなければならない。そのような移管は、特別の管理又は強制管理清算の段階で、管財人が投資業者についての債務書を決定する前でさえも、生じることがある。
一般に、そのような移管に関連する形式（いわゆる、顧客の通知）は簡素化される。

Jp　いいえ。

Kr　該当しない。

Me　はい。

NL　破産／支払不能投資業者から健全な投資業者への資産の移管には、オランダでは共通慣行はない。
　デリバティブについては、現地の中央取引相手であるLCH.Clearnet S.A.は、フランス法に基づき移植を認める一定の規則を有する。　AFMは、移管が必要な場合は、そのような移管を、関係する様々の当事者が支払う証拠金のため、直ちに遂行すべきであり、（それを超える）証拠金を提供する義務がその日のうちに大きく生じる可能性があると信じる。

Pa　CDCは、サブ口座保有者にそれらの有価証券を制限ある参加者口座のサブ口座から他の参加者口座のサブ口座に移管する又は投資者口座に移動する選択肢を提供する。　これは、サブ口座の立証及び認証を行う必要がある。　CDCは、サブ口座保有者からの通知があったときは、手続きに従い、そうすることのCDCの意図について当該参加者に7営業日の通知を与えて、サブ口座の保有残高にある帳簿記載有価証券をCDCにある他の参加者が管理するサブ口座又は自身の投資者口座の保有残高に移動させるようにサブ口座保有者から受けた通知を遵守することができる。

Po　―

Ru　いいえ。

Si　(i)MASは、CMS免許保有者である投資業者から当該投資業者の基本資本金が最少要件を下回った旨の届け出を受けた場合又は当該投資業者の財務資源がそのリスク要件合計の120％を下回ったことを知った場合は、当該投資業者に顧客の証拠金、担保、資産及び口座の全部又は一部をCMS免許保有者である他の投資業者に移管させることができる。　(ii)当該移管が不当な遅延なく行われることを確実にするよう密接な監視がある。

Sp　証券市場委員会は、顧客資産の移管を命令できる。　(i)記録保存制度及び比例按分規則における帳簿作成に責任を有する事業体又は参加者の支払不能の場合の脱退の権利に関し、証券市場法に新しい第12条が導入された。　(ii)帳簿記載により代表される有価証券の会計処理に責任を有する事業体又は記録保存制度に参加する事業体の支払不能の場合、これらの登録簿に記録された有価証券の保有者は、その名義で登録された有価証券を引き出し、他の事業体に移管することを要請する権利を有する。　(iii)支払不能裁判官及び支払不能管財人は、清算、決済及び記録保存に関する規則に従い、帳簿記載により有価証券の会計処理に責任を有する事業体又は記録保存制度の会員事業体が支払不能を宣言する場合、行っている決済業務から権利を防御する。　(iv)支払不能当事者の財産から区分された同じ国際証券識別番号（ISIN）を有する有価証券が、同じISINを有する有価証券の登録保有者の権利を履行するため不十分である場合は、その不足は、有価証券の支払われていない部分の価値について、事業体から免責を請求する権利を損なうことなく全ての保有者間で比例按分で分配され、それは金銭で支払われなければならない。　(v)有価証券に関する他の種類の限定され

た権利又は先取特権がある場合は、保証者と保証を受ける者との間での約諾の権利を損なうことなく、比例配分規則が適用された場合、そのような先取特権は、有価証券で支払われない部分について比例按分記録の結果及び債務請求に適用されると理解されるべきである。

Tu　ポートフォリオ運用機能を破産又は支払不能となった仲介業者から他の業者に移管するための決定は、資本市場委員会が行う。これは、投資信託及び投資会社ポートフォリオを含む。

UK　制度は、顧客資産の移管について包括的な仕組みを提供しない。規制機関は、「監督、方針及び法的問題に照らして移管の観点を形成し、それに応じて行動する。」

USF　はい。適用される法制度（すなわち、破産法第7章第IV節）及び規則の両方が管財人に顧客資産を移管することを試みることを求める。管財人がそのような移管に成功するかどうかは、顧客資産に不足が存在するかどうかに大いにかかっている。不足が存在しなければ、顧客資産の移管は、過去においては実行可能であった。

USS　制度は、顧客資産の移管を有効にすることを目的とする。実現可能な場合はいつでも、顧客口座は速やかに、現金及び有価証券の顧客による秩序だった受取り及び取次サービスへの継続したアクセスを可能にするため、他の業務を行っている証券会社に移管される。　一般的に、証券業者の帳簿が秩序立っており、顧客口座に証拠金が適切に差し入れられている場合は、受託者は、一括移管として知られるプロセスで、約1週間以内に他の証券業者に口座を移管できるであろう。　一括移管が不可能な場合は、受託者は、顧客有価証券及び現金を請求手続きを通して顧客に直接返還する。

Q36　顧客は、投資業者が支払不能となる前に配分された顧客資産（又はその価値）を返還しなければならないリスクを負担しているか？

Au　いいえ。投資業者は、顧客資産を信託で保有して、おり、顧客は債権者ではないからである。投資業者の債権者は、一定の状況では、清算人の任命前に受け取った金銭を返済する義務がある。

Br　顧客資産が不適正に分配される場合のみ。

Ca　顧客資産の分配が利益相反又は内部情報により複雑になっている場合のみ。

Fr　はい。破産手続き開始前の顧客に対する事前請求に敬意を払うことは、禁止されている。原則として、この分配は、無効である。これは、詐欺の場合に事件になる。

Ge　いいえ。顧客がその有価証券の完全な名義を投資業者又は第三者預託機関のいずれかに移管することに合意しない場合に限り、そのような有価証券は、個別の又はオムニバス分別管理口座に保有されるかどうかに関わらず、顧客に属する。

HK　そのようなリスクがあるようには見えない。

In　そのような要件はない。

It　いいえ。顧客資産は顧客に属し、投資業者には属さないため。

Jp　投資業者の支払い能力に懸念がある場合、FSAは次に掲げる命令の発出等を行う。(i)顧客保護のための業務改善命令の発出及び投資業者の登録の取消し、又は(ii)業務停止命令の発出。（FIEA第52条）

　そのような命令を通して、FSAは、業者に投資者が預託した資産の保全及びその財産の不合理な使用をしないことを依頼する。

Kr　法に従って返還された顧客資産は、回避妍権の対象ではない。

Me　顧客は、他の債権者と比べて最初であると言う理由だけで保護される（そしてそれらが投資の建玉を示す書類を有する限度において）。

NL　顧客は、詐欺譲渡（actio pauliana）の場合は、顧客資産を返還することについてリスクを負担する。　管財人は、債務者の資産に関する償還請求の権利が義務なく債務者により行われた法的行為により害される場合、actio paulianaを引き起こす権限

を有する。

Pa　いいえ。

Po　―

Ru　与えられた情報がない。

Si　(i)清算される会社に関連して、不当な優先、実際よりも低い価格での取引及び詐欺的取引を与える取引に対しCAに定める明示的な規定がある。　(ii)それにもかかわらず、支払不能、破産又は清算に関するある者の資産の分配に関連する法律は、指定清算機関の業務規則に従って有価証券の決済の最終的状態を妨げてはならない。

Sp　裁判所は、支払不能手続きを振り返る日を決定できる。

Tu　いいえ。不正な行動がある場合を除き、支払不能手続きの前に分配された資産（若しくはその価値）を顧客が返還する要件はない。

UK　いいえ。投資業者が信託にある顧客資産を保有するため。

USF　いいえ。

USS　一般的には、いいえ。但し、非常に限定的な状況において、管財人は、そのような資産返還のために訴える権限を有する。

Q37　投資業者の支払不能により被る損失について顧客に補償する制度はあるか？

Au　はい。ASXの会員である投資業者に伴う損失をカバーするために利用可能な補償制度は2つある。(i)全豪保証基金及び(ii)ASX先物制度である。前者は、投資業者の支払不能により生じた損失に焦点を合わせ、後者は、基本的に、一般投資家のための保証基金である。どちらも個別の回復最大額に法的限度は設けていないが、合計の規模は実務上の限度を設定する。(さらなる実務上の限度は有価証券についての個別の請求について適用される。但し、補償制度は、一般的に、(i)取引所取引オプション又は(ii)店頭デリバティブに関連する請求をカバーしない。それはまた一定の顧客(例えば投資業者の関係会社)又は顧客と投資業者間の資金調達取引をカバーしない。AFS免許保有者が金融サービス義務違反についての顧客の請求をカバーする専門的損害賠償保険を保有することを求める要件がある。

Br　はい。銀行、貯蓄貸付組合及び不動産部門における金融機関のような金融機関での預金に適用される預金保証制度（FGC）がある。最大額は一人当たり、金融機関／複合企業体当たり、R $70,000　(約USD35,000)、

Ca　はい。CDN $100万(約USD991,000)。CIPFは、一定の種類の顧客をカバーしない（例えば、支払不能投資業者の一般パートナー又は取締役)。それはまた、顧客と投資業者間の取引の資金調達をカバーしない。

Fr　はい。€70,000(約US $93,000)を限度。保証は、口座の数及び所在地（フランス内又はEEA内）にかかわらず、同一の保証制度会員機関に同一の投資者の資産の全てに適用される。信用機関、投資業者、保険業者、投資信託、年金組織及び基金により預託された有価証券は、保証から除かれる。

Ge　はい。顧客は、金融機関の支払不能の場合、一定の顧客に補償する次に掲げるいくつかのドイツの保護制度に基づく補償を請求できる可能性がある。○2つの法的預金保証制度（DGS)、○2つの任意のDGS、及び1つの法的投資者補償制度。　全ての制度は、独立して支払不能手続きから補償金を支払い、そのようにして顧客への価値の移管を促進する。　法的DGS：　(i)信用機関への預託の法的保護は、預金保証及び投資者補償法（EAEG）の規定により管轄される。それは、預金保証制度に関するEU指令（94/19/Ec）に従って調和の最少範囲を示す。ドイツに登録事務所を有する全ての預金受入信用機関は、強制会員である。　(ii)保証される預金は、機関の業務執行の範囲内で口座に残された資金から若しくは仲介建玉から生じる並びに法的又は契約上の規定に基づき当該機関が返済可能な貸方残である。(例えば、振替、貯蓄残高、コールマネー、定

期預金）　預金もまた、自己の小切手から生じる無記名でない又は債券命令負債ではないが、証書を発行することにより機関が有価証券化した請求も含む（例えば登録債券）。　それは、伝統的な債券及び証書並びに仕組み商品が保護されないことを意味する。　(iii)DGSは、基本的に私的預託者（個人、パートナーシップ、登録組合、基金、住宅所有者組合及び小規模企業を保護する。　(iv)補償は、会員機関が6週間預金を返済できない又は所謂支払い猶予であった場合に支払うことができる。（KWG第46a条（1）1－3）。　それは、一顧客及び一銀行当たりの預金10万ユーロ相当に法により限度がある。　任意DGS：(i)ほとんどのドイツの私的銀行は、追加として、ドイツの銀行協会の預金保護基金（ESF）の会員である。これは、法的補償規制を補完する。ESFは、問題の機関の責任資本の30％に等しい金額まで債権者当たりの預金を保証する。2010年以来、新規会員の保証金額は、3年の期間25万ユーロまでの限度である（より高い保護が、その銀行のリスク外形による、が可能な場合、ESFが審査した後）。　(ii)公的銀行もまた任意保護制度を有する。ドイツ公共部門銀行協会の任意保証基金は、預金の追加的保障を提供する。基金は、法的保護制度により保証される10万ユーロの額を超えるノンバンク預金を保護する。　投資者補償制度：(i)金融サービス機関との有価証券取引から生じる債権者に対する債務についての法的保護もまた、投資者補償制度に関するEU指令（97/9/EC）に従って調和された最少範囲を示す預金保証及び投資者補償法（EAEG）の規定により管轄される。一定の金融サービスを提供する許可を付与された及びドイツで登録された全ての金融サービス機関は強制会員である。(ii)補償手続きは、一般的に法的DGSの手続きに等しい。補償は、会員機関が有価証券取引から生じる債務をもはや満たすことができない場合、支払い可能となる。それにもかかわらず、補償への請求額は、法により、有価証券取引から生じる債務の90％かつ2万EUR相当に上限が設けられている。　会員機関の実行可能性を防御する制度：(i)補償制度の他に会員機関の実行可能性を防御する2つの制度がある。（ドイツ貯蓄銀行協会の合同債務制度及びドイツ合同銀行の連邦協会の保証制度）それらは、会員機関自身を保護し、特にそれらの流動性と支払い能力を防御し、自由に使える不可欠な基金を有する。　これらの制度は、会員機関の支払不能を妨げるよう設計されていた。従って、分解シナリオ時の顧客資産を補償する道具を保有しない。

HK　はい。一般投資家だけについて。15万HK＄（ほぼ1.9万US＄）までを上限とする。

In　証券取引所の場合は、一定の限度内で投資家に補償するための投資者保護資金を設定した。　さらに、2004年10月28日付SEBI回覧は、証券取引所における投資者保護基金／顧客保護基金を債務不履行の場合の顧客補償の仕組みとして規定した。

It　はい。一般投資家だけ。2万ユーロ（約2.6万米ドル）を上限とする。

Jp　投資者保護基金は、業者の支払不能の場合に顧客資産を保証する保護制度である。

Kr　投資業者は、投資業者の顧客の預託に等しい額の資産を区分して預託しなければならない。韓国預託保険会社は、KRW5000万まで顧客の預金に対し保護を提供する。

Me　いいえ。

NL　預金保証制度:(i)オランダ中央銀行（DNB）は、1銀行当たり1口座保有者当たり10万ユーロの貯蓄を完全に保証する。　(ii)2人が保有する合同口座については、この払い戻しは1者当たりで適用される。　(iii)この返済に適格であるためには、預金制度があなたの銀行に適用されなければならない。　(iv)DNBから免許を受けたオランダで設立された銀行は、預金保険制度によりカバーされる。　(v)欧州連合、ノルウェー、アイスランド又はリヒテンシュタインで設立され、支店からオランダで営業する銀行は、本籍国の預金保証制度によりカバーされる。

投資者補償制度：(i)投資者補償制度は、投資サービスを理由として、金銭又は金融商品（例えば有価証券又はオプション）を免許を受けた銀行又は投資業者に委託した個人及び「小規模」企業を保護する。 (ii)投資者補償制度は、1者当たり最大2万ユーロまで返済することを規定する。 (iii)AFMは、投資業者及び銀行が資産区分の規則を遵守するかどうかチェックする。(iv)これらの規則は、投資業者（例えばポートフォリオ・マネージャー）又は銀行が破産する場合、顧客の投資及び／又は金銭が投資業者又は銀行の資産から区分されることを確実にする意図がある。 (v)これは、顧客の投資が投資業者又は銀行の破産資産において失われる状況を避ける。(vi)投資業者又は銀行が資産分別管理規則を遵守しない場合、投資者補償制度が適用される可能性がある。

Pa　カラチ証券取引所（KSE）は、投資者保護基金（IPF）を維持し、投資業者の債務不履行／脱退の場合被害を受けた顧客の請求を満たすためIPFから投資業者当たり7500万ルピーの支払い金を認める。 債務不履行会員に対する請求が支払い可能額（7500万ルピー）を上回る場合は、そのような請求の決済は比例按分で満たされる。 比例按分分配後満たされない残りの請求は、KSE投資者保護基金規則に従ってIPFから支払われる。優先順位は、次のとおりであり、1請求者当たりの分配は、請求額を上回らない。 (a) 当初支払いは、最大可能寄与の50%、すなわち3750万ルピー、を使用することにより全ての請求者間で1請求者当たり等しく最大50万ルピーまで。そのような支払いは、全ての請求を満足させるため行われるか、全ての請求を決済するには不十分である場合は、全ての請求者間で等しく支払われる。 (b) 残りの金額は、最大可能寄与の50%、すなわち3750万ルピー、を使用することにより支払う金額に加えて上記 (a) で基金の未使用部分である。 そのような基金の額が全ての請求を完全に満足るために不十分である場合は、比例按分で分配される。

Po　金融商品を含む顧客資産は、補償制度により保護される。それは、金融商品取引に関する法律に基づき規制され、全国預金により運用される。

Ru　投資サービスを提供する許可を受けた仲介業者及び個別の投資ポートフォリオを運用する運用会社は、投資保証基金の会員でなければならない。
基金の目的は、基金会員が基金を返還せず、及び／又は投資サービス提供又は個別の投資ポートフォリオ運用のため、投資者のために保有されていた投資者により所有される又は投資者に属する資金及び／又は金融商品を返還しない場合、資本市場法（法番号297/2004、改正あり）に定める条件及びC.N.V.M規則に定める条件を遵守して投資者に補償することである。 「投資者」は、投資サービスを提供するために資金又は金融商品を基金会員に委託した者をいう。

Si　(i)シンガポール預金保険制度に基づき、銀行が制度に基づき破たんした場合は、銀行顧客の適格口座（個人顧客のために信託及び顧客口座に保有されている預金を含む）は、合計され、銀行顧客の銀行への債務をネットしてS$5万まで保険される。(http://www.sdic.org.sg)　(ii)加えて、認可を受けた取引所は、シンガポールSFAに基づくフィデリティ基金を設置しなければならない、基金は、次に掲げる横領による金銭上の損失をこうむった者（認定投資家を除く）に補償する木益で適用される。 (a) 認可を受けた取引所の会員又は会員の代理人が有価証券の取引又は先物契約の取引に関して生じたもの；(b) ある者のために会員又はその代理人が受け取った金銭又は財産に関連して、又は唯一の受託者若しくは他の者への受託者のいづれかとして、会員によるもの若しくはその資金若しくは財産の受託者により若しくは受託者のためのもの。

Sp　(1) 支払不能の場合、一般的な規則として、どのような種類の顧客の有価証券及び金融商品も、金融仲介建玉から区分管理される。 (ii)個人の口座がある場合でも、金銭は、債権者の残りから分別管

理されないことはできず、それはその事件の裁判官の考慮によるかもしれない。 ⒳金銭口座は10万ユーロを上限として投資者補償制度（ICS）によりカバーされる。 ⒳これらの規則は、規制市場で取引されるかそうでない（OTC）かに関わらず、有価証券又は金融商品の全ての種類に適用される。

Tu （ⅰ)投資者保護基金は、支払不能又は段階的な清算から清算費用をカバーし、段階的な清算又は支払不能プロセスを行うため設立された。 (ⅱ)全ての仲介業者は、投資者保護基金に参加しなければならない。 (ⅲ)段階的清算に当たっては、最初の段階は資本市場商品を顧客決済口座に分配する。(ⅳ)顧客口座で決済する資本市場商品は、区分された口座と比較され、これらの口座保有者に対する義務を満たすためだけに使用される。 (ⅴ)口座に所有されるものに見合うには十分に有する又は持分を有さない決済口座の保有者について、合計63,700トルコリラの現金及び持分の受取勘定（2012年について）は、清算の結論を待つことなく基金から支払われる。

(ⅵ)金融業者とともに行動した基金の意見において当該金融業者の債権者である者について、支払いが上記合計を超えない場合、その受取勘定に比例して行われる。 (ⅶ)前払金は、基金から株主、取締役会若しくは監査役会の構成員、署名する権限を付与された者及びその配偶者、血縁者、第3親等を含む姻族で、段階的清算の対象である仲介業者の債務者のように見える者に対しては行われない。 (ⅷ)この項に従い行われなければならない合計支払いは、毎年発表される再評価係数のレートで増加する。

UK はい。一般投資家のみについて（広義には）。£5万（約US $7.9万）を上限とする。

USF いいえ。

USS はい。1顧客当たり$50万ドルまでの顧客資産の不足をカバーし、顧客金銭の請求に最大$25万が割り当てられる。

Q38 投資業者の支払不能時、当該支払不能前に当該顧客が投資業者に与えた許可に基づき、顧客の取扱いを異なるようにできるか？

Au はい。投資業者が支払不能となった場合、顧客資産が保護されなくなる可能性のある特定の実務については、上記を参照。

Br そのような許可は実現されないので。取扱い上、違いはない。

Ca いいえ。分別管理要件は、支払不能前の顧客許可に基づき変わらない。

Fr （ⅰ)はい。信用機関が保有する顧客資金について又は資金が再使用の権利の対象となる担保として保有される場合、金融業者は、その顧客資金を使用できる。但し、顧客資金が投資業者により保有される場合、投資業者は、顧客資金を使用することを認められない（マネーマーケット商品に投資できる有資格マネーマーケット・ファンドを除く）。(ⅱ)いいえ。顧客有価証券について（顧客が再使用の権利を投資業者に与えることに合意した場合を除く）。

Ge 取扱いは、支払不能手続き前に顧客が合意するかしないかによる。(1) 投資業者又は第三者預託機関のいずれかにその有価証券の完全な又は一部の名義を移管すること、又は (2) 投資業者又は第三者預託機関に他の対物権利を与えたこと。

HK 一般的に、破産前に顧客が与えた許可は、投資業者が破産前に第三者に再担保した又は貸し付けた顧客資産の返還が投資業者によりその第三者に対する債務履行を条件とすることを除き、顧客の建玉に関する影響を有しない。

In 各場合の事実と状況による。

It いいえ。顧客資産に不足がある場合、全ての顧客請求は、比例按分で、残りの金額を保証されない債権者としての順位となる。

Jp はい。顧客が投資業者にその資産を使用することを認める場合、これらの資産は、業者の支払不能の場合、業者に対する一般債権者の請求に区分される。さもなければ、顧客の資産は、分別管理されるので、当初の所有者、顧客に返還されるべきであ

る。

Kr　該当しない。

Me　いいえ。我々の制度は、顧客を異なるように取り扱わない。

NL　(i)破産の場合、顧客の金融商品の第三者への再担保は、第三者が再担保された顧客資産についてその担保権を行使した場合、顧客が何も受け取らない結果となる可能性がある。　(ii)ほとんどの場合、このリスクは、信用機関とその顧客間で合意された金融商品に関連するサービスの一般的な状況に含まれる条項があるため現れない。

Pa　顧客は、破産前に受けた許可に基づき異なるようには取り扱われない。　顧客のサブ口座から担保に供された有価証券は、エクスポージャー残高まで使用され、顧客の損失は、債務不履行投資業者の他の顧客に分配できない。　投資業者に書面により権限を付与した顧客は、そのような有価証券を再請求する権利を失う可能性がある。　比例按分分配後満たされない残りの請求は、IPFに関連する規則に定める方法及び手続きに従って7500万ルピーの合計額まで使用することによりIPFから支払われる。

Po　―

Ru　顧客は、顧客が投資業者に支払不能前に付与した許可に基づき異なるようには取り扱われない。

Si　これは、投資業者との顧客の約諾の条件による。

Sp　一般的には、支払不能手続きに基づく顧客の取扱いには、一般顧客に対する投資者補償制度の適用の場合を除き、違いはない。専門家と適格取引相手は、投資者補償制度によってはカバーされない。

　同じ種類の顧客間でこれらの特定の状況により違いを暗示する双務又は多角的補償の仕組み又は抵当、先取特権、担保のような他の種類の建玉などの他の状況はある。

Tu　全ての顧客資産は、顧客が投資業者に許可を与えたかどうかに関わらず、同じ制度の対象である。

UK　はい。　顧客が(i)投資業者に完全名義を顧客資産に権利委譲する場合又は(ii)投資業者に投資業者が行使した顧客資産を使用する権利を付与した場合。

USF　顧客は、投資業者が他の国・地域に顧客資産を保有することを、明示的又は暗示的に、認める場合、投資業者が支払不能となったときは、最初に「国から生じる損失」を被る可能性がある。一般的には、「国から生じる損失」は、米国法の適用とは異なる方法でその国・地域の法律が顧客資産に適用されることにより生じた損失をいう。

USS　いいえ。但し、顧客は、適切な通知が行われる場合、SIPAに基づき保護されない取引を行うことができる。

Q39　不足がある場合（すなわち、顧客の請求が顧客資産を上回る場合）、そのような損失を割り当てる制度はどのようなものか？

Au　(i)顧客金銭：不足額については保証されない債権者となる顧客との比例配分。(ii)顧客有価証券：管財人が不足額を特定の顧客までたどることができる場合、その顧客は、保証されない債権者となり、残りの顧客が支払われなければならない有価証券を受け取る。管財人が上記の追跡を行うことができない場合、顧客は、預託したのと同じ種類の顧客資産の各プールを同順位で分ける。

Br　不足の場合は、投資業者に預託された顧客金銭に関する請求権は、保証されない債権者と同順位であり、比例配分される。他の資産に比較して不足のないことが予定される。というのは、それらは保管機関で分別管理されるからである。すなわち、請求額に関連して包括的な資産回復は、CSDに保有される有価証券の達成基準である。投資業者に預託された（又は株式購入のために投資業者が供与した貸付の担保として差し入れられた）現金は、投資業者の資産のプールから分別管理されず、回復は、全ての保証されない債権者に適用される回復率による。

Ca　比例按分。破産法は、全ての顧客に配分される資産の顧客プールを作る。このプールには、全て

の現金、顧客又は業者に属するかどうか、分別管理されているかどうかに関わらず、有価証券、そして様々の他の資産を含む。顧客は、それらの顧客純エクイティに基づくプールで共有する。従って、特定の顧客について失われた財産の追跡は、ない。

Fr　比例配分。

Ge　(1) 顧客金銭：金銭が他の業者に預託金として保有されている場合、顧客は、その金銭の返還を受ける権利がある。さもなければ、比例按分での割り当て；ただし、預金保証及び投資保護法に基づく補償が適用できる（補償制度に対する回答を参照)。

(ii)顧客有価証券：顧客は、それらが預託した丁度その有価証券を返済される権利がある。従って、顧客が投資業者がその有価証券を再担保する又は使用することを認めない場合、当該顧客は当該有価証券を受け取るべきである。そのような有価証券が投資業者の詐欺又は過誤により利用可能でない場合、適用可能な場合に限り（補償制度に対する回答参照）顧客は当該有価証券を預金保証及び投資保護法に基づき有する請求に含める権利を有する。さもなければ、比例按分割り当てが適用される。

HK　管財人が特定の顧客に対する不足を追跡できる場合、当該顧客は、損失を負担しなければならず、それに反して、残りの顧客が投資業者に預託した有価証券及び顧客金銭を受け取る。　管財人が上記の追跡を実行できない場合、顧客は、預託したものと同じ種類の顧客資産のプール（有価証券の場合の同じ一連のもの）ごとに同順位で分ける。

In　資産は、比例按分で分配される。

It　比例按分。

Jp　(i)顧客の資産は、投資業者の破産の場合に債権者の請求権から区分されて顧客に返還されるべきであるー回復の権利は、業者の支払不能による影響を受けず、破産法第62条に基づき顧客に留まる。

(ii)顧客の資産が業者の分別管理要件の不遵守により保証されない場合、損失は、1000万円まで投資者保護基金により補償され、残りは、一般債権者の請求と等しく取り扱われる。

Kr　顧客が他の債権者間で優先権を設定しなかった場合を除き、資産は比例按分で分配される。

Me　管財人は、破産手続きを開始できる。　顧客に優先権があり、その後保証されない又は劣後の債権者がある。

NL　不足がある場合は、顧客資産の比例按分割当てがある。

Pa　取引所が投資業者に対して認めた請求が債務不履行管理規則に定める準備金よりも多い場合は、全ての請求は、比例按分で満足される。　比例按分分配後なおも満たされずに残る請求は、KSE投資者は保護基金規則に従って、IPFから支払われる。

Po　―

Ru　与えられた情報はない。

Si　信託口座に保有される顧客資産は、顧客に属し、債権者は、顧客資産からの請求の権利はない。金銭の顧客への暫定分配が公平な追跡原則に基づくことは、特定の清算において保有される権限であるとする最近の事件がある。すなわち、利用可能な顧客分別管理金銭に対する顧客の権利は、分配及び特定可能な利用可能金銭における各分配及び権利に基づき決定される。そのようにして、その金銭が顧客に起因するが清算人により受け取られる顧客は、分配をそのような回復されない金銭としては受け取らず、顧客口座では利用可能ではない。上記のシンガポール最高裁判所の決定は、破たんした投資業者のそれに続く事件を拘束せず、各事件は、それ自身の事実及び独自の価値で決定される。　会社清算に当たっては、債権者に対する債務の支払いの優先順位は、CAに明示的に定められる。従業員等の優先債権者は、他の保証されない債務より優先して支払われる。全ての同順位の債権者は同じ割合で同順位で支払われる。

Sp　比例按分分配基準が適用される。

Tu　(i)投資者保護基金の資産が十分ではない場合、仲介業者がその後支払わなければならない金額は、

一時的にその前年の株式取引の金額の千分の1までである。 (ii)仲介業者から受け取る金額が必要を満たすために十分でない場合は、前払金が残りの部分についてイスタンブール証券取引所から投資者保護基金に支払われなければならない。 (iii)投資者保護基金は、前払金を支払った後、仲介業者の段階的清算を継続しなければならない。 (iv)清算の対象となる権利の保有者からの受取勘定の清算残高は、完全には満たされない受取勘定の支払いのために使用されなければならない。 (v)但し、清算残高がこれらの受取勘定の全てを満たすために十分でない場合、支払いは、比例按分の分配により行われる。 (vi)これらの受取勘定の全部が満たされる後、残りの部分から、まず最初に公衆の受取勘定全部、そしてその残りの金額から投資者保護基金及び清算費用により支払われる前払金から生じる受取勘定が支払われなければならない。 (vii)残高は、他の債権者に分配される。仲介業者の資産が清算の目的のために権利の保有者の受取勘定を満たすために十分でない場合は、支払いは、投資者保護基金及び清算費用から行われ、その後投資者保護基金は、委員会の同意を得て、仲介業者の破産を要請できる。

UK (i)顧客金銭：比例按分割当て、FSCSに対する請求された不足とともに。 (ii)保管資産：資産がプールされたオムニバス口座に保有される場合、個別の資産が追跡できない限度において比例按分で割り当てられる。資産が一顧客のために分別管理され、不足がある場合、その顧客は、一般財産の保証されない債権者としての請求権を有し、損失をこうむった場合、FSCSに対し請求することができる。

USF 比例按分。

USS 1請求当たり最大$25万を含む1口座当たり$50万まで補足される比例按分での分配。

FINANCIAL FUTURESニュース

（平成27年7月～９月）

１．ASX、Nasdaqの取引後リスク管理ソリューションを選択　（PR　7月2日）

オーストラリア証券取引所（ASX）は、Nasdaqの取引後リスク管理ソリューションSentinel Risk Manager（SRM）を選択した。SRMは、即時証拠金計算及び関連顧客リスク管理などの単一・即時のリスク管理を行う。

２．ベルギー規制機関、無登録バイナリー・オプション業者リストを公表　（PR　7月2日）

ベルギー金融サービス・市場機構（FSMA）は、無登録バイナリー・オプション業者23社のリストを公表し、一般公衆に注意を喚起した。

３．ASIC、米国のFX業者に業務の停止を要請　（PR　7月3日）

オーストラリア証券・投資委員会（ASIC）は、米国のインタラクティブ・ブローカーズ社が2013年10月以来FXのマーケットメークを行っていることを知っており、2013年12月、そのオーストラリア子会社が店頭FX業務に関するマーケットメークについて、金融サービス免許を受けるという条件で、FX業務を行うことを認めるノーアクション状態を延長したが、2015年6月、そのノーアクション状態を撤回し、この度、オーストラリアにおける全ての店頭FX業務を廃止するよう同社に要請した。同社は、顧客に対する手数料150万ドルの返還等を行った。

４．英国に金融裁判所開設　（PR　7月8日）

英国ロンドンのThe Rolls Buildingに5000万ポンド超かつ英国内・国際的金融市場に関係する事件に関する告発だけを取り扱う金融裁判所「Financial List」が10月5日に開設される。

５．Nadexバイナリー・オプション出来高、前年比53％増　（PR　7月9日）

北米デリバティブ取引所（Nadex）のバイナリー・オプションの2015年第2四半期の出来高が前年比53％増となった（2015年第1四半期は前年比38％増）。最も取引が多かったのは、CME E-mini S&P 500株価指数先物を原商品とするバイナリー・オプション、次いでEUR/USD為替レート。このほか、2015年第1四半期に上場されたChina 50株価指数先物及びBitcoin価格指数のバイナリー・オプションの出来高も増加した。
（編集注：Nadexは、その日の取引数量を公表していますが、過去の取引数量は公表しません。）

６．TAIFEX、米ドル／中国人民元先物を上場　（PR　7月13日）

台湾先物取引所（TAIFEX）は、米ドル／中国人民元先物を7月20日に上場する。取引単位は、2万ドル（USD/CNT）（RTF）と10万ドル（USD/CNH）（RHF）。最終決済は、RTFが台北外国為替市場開発基金が公表するUSD/CNY（TW）固定、RHFが香港財務市場協会が公表するスポットUSD/CNY（HK）固定による差金

決済。限月はともに、スポット月、翌月及び4四半期月。最小価格変動幅は、ともに0.0001（RTFはRMB2に相当、RHFはRMB10に相当）TAIFEXは、7月8日、中国株式の株価指数（FTSEChina A50とSZSE 100）のETFも上場した。

７．Holland Clearing House、ICE Clear Netherlandsに名称変更　（PR　7月20日）

Holland Clearing HouseがICE Clear Netherlandsに名称変更する。ICEは、Holland Clearing Houseの過半数の株を2014年12月に買収した。

８．ISDA、ドッド・フランク法制定5年後の現状と課題を報告　（PR　7月20日）

国際スワップ･デリバティブ協会（ISDA）は、ドッド･フランク法制定（2010年7月21日）から5年経って、これまでの前進と課題について報告した。この間、デリバティブをカバーする第VII章の要件が実施され、清算義務化、取引執行要件及び報告・透明性義務が開始された。とりわけ、①中央清算が定着し、米国のスワップ取引情報蓄積機関に報告されたデータによれば、金利デリバティブ（IRD）及びクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）指数の日次平均想定元本取引数量の約75％が清算されている、②2014年のスワップ執行施設（SEF）の導入後、IRDの約55％、CDSの65％がSFEで取引されている、③米国人が関係する全てのスワップ取引を商品先物取引委員会（CFTC）に報告する義務があり、規制機関がシステミック・リスクに気付くことができる、④非清算デリバティブに対する証拠金ルール作成が最終に近づき、資本ルールが導入過程に入った。一方で、透明性の改善及び取引相手リスクの軽減がドッド・フランクで急がされたにもかかわらず、多くの課題が未解決である。ISDAは、今が規制制度の一貫性確保及び外国との調和に焦点を合わせ、それらが経済成長を可能にするリスク管理を支えることを確実にする時期であると信じる。これらを踏まえて、ISDAは次の事項を勧告する。①できるだけルールを調和させること、②規制機関がその監視義務を履行するために必要な取引データの特定及び合意、③米国SEFでの取引の促進及び外国との調和を促進するためのSEFルールの改正、④中央清算機関の重要性は増しており、例えば、より透明な証拠金賦課方法及びストレス・テストの最低基準について、例えば透明性を高めることにより、中央清算機関がより回復力に富むようにすること、⑤国内レベルでの非清算デリバティブ証拠金ルールの迅速な最終的作成は、準備時間最大化のために重要であること、⑥一つの国・地域の金融機関及び非金融企業が競争上不利な立場に置かれることを防ぐため、資本ルールには国際的な一貫性が必要であること。

９．MAS、小売販売店等での金融商品販売に関する投資家保護強化策を意見募集　（PR　7月23日）

シンガポール通貨庁（MAS）は、小売販売店（retailer）及び公共の場で一般投資家が金融商品を購入する場合の投資家の利益保護を強化する策について意見募集した。MASは、小売販売店及び公共の場での営業及び販売を行う場合に金融機関が実施しなければならない保護を定める市場行為ガイドラインを発出することを提案する。適正な販売や助言に対する十分な管理を確実にする。金融機関の販売網は、ショッピングモールや、インターチェンジ、地下鉄駅などにも広がっており、消費財や食料品販売店でもロードショーを行ったりそれらの小売販売店と提携して金融商品やサービスを提供している。今回のMASの保護策は、適合しない金融商品を購入しようとする顧客にリスクをわからせることなどを目的とする。

10. NFX設立、エネルギー先物取引を開始へ （PR　7月24日）

Nasdaqは、子会社Nasdaq Futurex Inc.（NFX）を設立した。当初は、石油、天然ガス、米国電力等のエネルギー指標の先物･オプションを上場する。NFXは、指定契約市場で、取引基盤はGenium INET。清算は、オプション清算会社（OCC）が行う。

11. BIS、外国為替市場の行為規制基準・原則強化の作業を開始 （PR　7月24日）

国際決済銀行（BIS）は、外国為替市場における行為規制基準及び外国為替原則を強化するための外国為替作業部会（FXWG）を設置し、作業を開始した。FXWGの主要目的は、単一のかつグローバルに共通の行為規制基準及び原則の制定を準備し、これらの基準及び原則の遵守を促進することである。行為規制はグローバルなプロのFX市場の全ての部分をカバーする。規則作成目標は、2017年5月。

12. ドイツ取引所、360Tを買収 （PR　7月26日）

ドイツ取引所は､360T Beteiligungs Gmbh（360T）を725百万ユーロで買収することで合意した。360Tは、世界を主導するFX取引基盤で、企業、バイサイド業者及び銀行を顧客とする。

13. MAS、内部組織としてのFinTech & Innovation Groupを設置 （PR　7月27日）

MASは、内部組織として、FinTech & Innovation Group（FTIG）を設置した。FTIGは、金融部門のリスク管理、効率性の向上及び競争力強化のため、テクノロジィと革新の利用を促進するための規制方針及び開発戦略を担当する。

14. FCA、業者の成果管理に関するガイダンス発出 （PR　7月27日）

英金融行為機構（FCA）は､業者による個人や中小企業を顧客とする外務員の営業成果の管理（performance management）が不適切に行われた場合に生じるリスクを軽減できるように、ガイダンスを発出した。成果管理には、正式な実務（評価と低い成果の場合の手続き）、営業目標及びふるまいに影響を与える営業結果についての外務員と管理者との間の日々の意思疎通を含み、ガイダンスでは、業者が不十分な成果管理実務により引き起こされる不適正販売のリスクを管理できる方法を示唆する。

15. LME、人民元を証拠金として受け入れ （PR　7月28日）

ロンドン金属取引所（LME）の清算機関LME Clearは、オフショア人民元を証拠金として受け入れる。

16. ヨハネスブルグ証券取引所､デリバティブ及び債券市場にLSEGの取引システムを選択 （PR　7月29日）

ヨハネスブルグ証券取引所は、これまでの株式市場に続き、デリバティブ及び債券市場にもロンドン証券取引所（LSEG）の取引システムMillenniumITを導入する。

17. CBOEとSGX、共同でオプション研究所を設置 （PR　7月30日）

シカゴ・オプション取引所（CBOE）とシンガポール取引所（SGX）は、2015年第4四半期、アジアの投資家教育の一環として、共同でSGXにCBOEオプション研究所を設置する。

18. 店頭外国為替取引出資金詐欺で7600万ドルの罰金等 （PR 8月1日）

米地裁は、2007年から2009年にかけて行われたBlack Diamondと称する取引基盤を使って店頭外国為替取引を行うとして240名の顧客から3500万ドルを集めたが、一度も取引を行うことなく、またそのような取引基盤も存在せず、顧客から集めた資金を顧客に利益として支払ったほか、自己の支払いに充てたとする出資金詐欺について、民事上の罰金と不正利得の返還合わせて7600万ドルの支払いを命じた。被告はすでに実刑判決を受けている。

19. LCH.ClearnetとCLS、清算FXオプションの受渡決済で提携 （PR 8月3日）

LCH.ClearnetとCLS（Continuous Linked Settlement）は、提携して清算FXオプションを現物決済できるようにするサービスを開発する。

20. オーストラリア、ビットコインを通貨とみなす （PR 8月4日）

オーストラリアの上院経済照会委員会（SERC）は、物品・サービス税（GST）の取り扱いについて、ビットコインのような暗号化技術に基づく仮想通貨（cryptocurrency）を通貨（currency）とみなすことを勧告した。オーストラリアでは、2014年12月17日、オーストラリア税金局（ATO）が、SERCによる問合せに対し、その決定案（draft ruling）において、ビットコインのような仮想通貨は、マネーの一種であるとは認められないとの見方に基づき、GSTの対象であるとの解釈を示していた。

21. NFA、FDM外国為替顧客負債要件監視、第2段階へ （PR 8月7日）

全米先物協会（NFA）は、NFA財務要件第14条を段階的に実施しつつあり、2015年8月31日に第2段階を実施する旨、外国為替会員（FDM）に通知した。財務要件第14条は、CFTC規則第5.8条に基づき、一般外国為替顧客からの負債をカバーするため使用される資産を保有する外国為替会員（FDM）に、これらの資金を保有する預託機関に対し毎日、NFA又はNFAが指定する第三者にこれらの口座の残高を報告するよう指示することを求める。第1段階は、2014年10月15日に施行され、外国為替顧客に対する債務額をカバーする資産を保有する全ての銀行預託機関に、毎日、これらの口座のその日終わりの残高をNFAに報告することを求めた。NFAは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）と協力し、SWIFT網を使用して預託機関からこれらの残高報告を徴求することとした。NFAはさらに、SWIFT網にアクセスしない預託機関からの報告を徴求する内部システムを開発した。第2段階は、2015年8月31日に施行され、全ての他の預託機関にFDMの一般外国為替顧客に対するFDMの負債をカバーするために使用される資産を保有する全ての口座に保有するその日終わりの残高を報告することを求める。

22. BATS、新オプション取引所EDGX Optionsを設立へ （PR 8月10日）

BATS Global Marketsは、同取引所にとって2つ目のオプション取引所となるEDGX Options設立の許可をSECから取得した。設立日は11月2日の予定。新オプション取引所は、顧客優先・比例配分の割当方法を採用する。

23. ASIC、一般向け店頭デリバティブ提供者のAFS免許を停止 （PR 8月11日）

豪ASICは、一般向け店頭デリバティブ提供者のオーストラリア金融サービス（AFS）免許を停止した。FX関連のAFS免許の停止又は取り消しは、今年4件目となる。

24. ESMA、EMIR枠組み変更を勧告 （PR 8月13日）

欧州証券市場機構（ESMA）は、欧州市場インフラ規則（EMIR）の枠組み変更を勧告する4つの報告書を作成した。うち3つはEMIR第85条に基づくもので、①非金融取引相手（NFC）による店頭デリバティブの利用に関する点検、②景気循環増幅性効果を制限する証拠金要件の効率性に関する点検、③清算機関について、分別管理及び軽便性に関する点検、のほか、④EMIR点検に関する委員会諮問の一部としてのインプットから構成される。

25. CPMIとIOSCO、UTIの調和に関し市中協議文書発出 （PR 8月19日）

BISの決済・市場インフラ委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告に関連して、固有取引識別子（UTI）及び固有商品識別子（UPI）等のデータ要素の調和に関し市中協議文書を発出した。

26. PFMIの中央銀行FMIへの適用に関するガイダンス発出 （PR 8月19日）

BISのCPMIとIOSCOは、金融市場インフラ原則（PFMI）の中央銀行金融市場インフラ（中央銀行FMI）への適用に関するガイダンスを発出した。

27. BCBS、取引相手信用リスク・エクスポージャーに関する標準アプローチのFAQ発出 （PR 8月19日）

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、バーゼルⅢの取引相手信用リスク・エクスポージャーに関する標準アプローチのFAQを発出した。

28. CFTC、清算スワップに関する記録作成・報告要件の改正を提案 （PR 8月19日）

CFTCは、清算スワップに関し、取引相手と登録事業者に関し、誰が報告しなければならないのかについての不確実性の除去、並びにデータ徴収の効率性改善等の記録作成及び報告要件についての改正を提案した。

29. SGX、デリバティブ清算会員関係会社の担保の分別管理を提案 （PR 8月20日）

SGXは、SGXデリバティブ清算会員の関係会社の担保も、その清算会員の選択で、分別管理することを提案した。清算会員が破たんした場合、分別管理により、その関係会社の担保も保護され、他のSGXデリバティブ清算会員に移管される。関係会社担保分別管理は、バーゼルⅢに基づき、会員の銀行関係会社にとって資本効率性を高めることができる。バーゼルⅢでは、銀行は、清算機関へのエクスポージャーについて十分な資本を保持しなければならないが、必要資本額は、清算会員及び清算会員の他の顧客による債務不履行から当該銀行を保護する水準によって異なる。

30. CFTC、ICE FC及びMXの外国取引所登録命令を発出　（PR　8月26日）

CFTCは、CFTC規則第48条に基づき、ICE Futures Canada（ICEFC）及びモントリオール取引所（MX）の電子取引基盤に米国内の取引参加者が直接アクセスすることを認める外国取引所登録命令を発出した。

31. CFTC、FXの顧客保護に関するNFAの規則改正を認可　（PR　8月27日）

CFTCは、一般顧客向け外国為替取引の顧客保護に関するNFAの規則改正を認可した。規則改正の内容は、①外国為替会員（FDM）の追加的自己資本要件、②FDMに、店頭外国為替証拠金取引に関し、従来の一般顧客に加えて、適格契約参加者（ECP）取引相手からも証拠金を徴求させること、③FDMに、より厳格なリスク管理プログラムを作成・実施させること、④FDMに、追加的な市場に関する開示及び業者特有の情報をそのウェブサイトで提供し現在の及び見込みの取引相手に外国為替証拠金取引及び特定のFDMとの取引に伴うリスクの検証ができるようにすること。NFAの規則改正施行日は、2016年1月4日。（改正の詳細は、会報第105号FFニュース27. 参照）

CFTC委員は、認可公表後、現在の証拠金率規制2%（主要通貨）を、例えば、4%にすることを考慮すべきと述べた。

32. FIA、FIA Europe及びFIAAsiaが合併へ　（PR　8月27日）

米国先物業協会（FIA）、FIA Europe及びFIA Asiaが2016年第1四半期に合併することで合意した。

33. 業界団体、銀行の総資産計算から顧客担保を控除することを規制機関に要望　（PR　8月27日）

取引所、清算機関、資産運用者、商品業者等業界団体は、Financial Timesの記事に対する回答の形で、同紙宛の手紙の中で、銀行の総資産計算から顧客担保を控除することを規制機関に要望した。控除することで、清算会員銀行にとってエクスポージャーを減少させるが、控除せず、元のままなら、レバレッジ比率は、清算へのアクセスを減少させ、金融改革の主な目的の一つを損なう、としている。手紙は、FIAがドラフトした。

34. ASIC規制費用を業界が負担することについて意見募集　（PR　8月28日）

豪政府は、ASIC規制費用をASICにより規制される業界に対する課金及び手数料のシステムにより規制を必要とする部門や業者が負担することについて意見募集した。現在は、その15%が業界に対する課金及び手数料により回収されているが、残りは税金で負担されている。

35. NFA、情報システム安全性プログラムに関する解釈通知制定へ　（PR　8月28日）

NFAは、法令遵守規則第2-9条、第2-36条及び第2-49条に情報システム安全性プログラム（ISSP）に関する解釈通知を加える旨CFTCの認可を申請した。第2-9条は、各先物業者（FCM）、商品取引顧問（CTA）、商品プール・オペレーター（CPO）及び媒介業者（IB）であるNFA会員に対し、その従業員及び代理人の先物業務のあらゆる側面においての厳格な監視を行う継続した責任を負わせる。第2-36条は、一般顧客向け外国為替業者（RFED）に対し、その外国為替業務に関し、同一の監視義務を負わせる。第2-49条は、CFTC規則第23.602条を参照して制定するもので、スワップ・ディーラー（SD）及び主要スワップ参加者（MSP）

である会員に対し、その業務を厳格に監視する継続した責任を負わせる。これらの規則は、幅広く規定され、各会員が独自の必要に応じて社内規程を作成するに当たって融通性を提供する。但し、課題によっては、解釈通知により、監視手続きの基準に関し、より具体的なガイダンスを提供する。同解釈通知によれば、会員は、書面によるISSPを作成し、顧客情報、口座開設・取引・口座情報へのアクセスが可能なウェブサイト、電子的方法による顧客注文発出、他の会員、取引所、清算機関、第三者サービス提供者、NFA及びCFTCとの電子的接続に関し、会員の情報システムへの無許可アクセスや攻撃のリスクを厳格に監視するよう設計しなければならない。会員は、情報テクノロジィ・システム使用に伴うリスクを検証・優先順位決定を行う監視義務を有し、特定された脅威・脆弱性に対する保護措置を設けなければならず、電子システムの安全性への脅威となる事象への対応及び回復計画を作成しなければならず、全ての適当な従業員に情報安全性に関し、教育・訓練しなければならない。ISSPの有効性については、定期的に、少なくとも年1回、監査・点検しなければならない。ISSPは、例えば、次のような安全装置を有さなければならない。①不許可侵入に対する保護、②本人確認・アクセス管理、③パスワード、④ファイアウォール・反ウィルス、⑤信頼性のあるソフトウェア、⑥不許可ソフトウェアの不使用、⑦ソフトウェア自動更新、⑧サポートされ、最新の基本ソフト（OS）の使用、⑨定期バックアップ、⑩暗号化ソフトウェアの配置、⑪ネットワーク分割、⑫ソフトウェア社内開発の安全性、⑬外部侵入阻止のフィルター技術、⑭データ暗号化、⑮携帯端末の安全装置。

36. CME、最初の多国籍圧縮サイクルを完了　（PR　9月3日）

CMEは、TriOptimaのtriReduce圧縮サービスと共同して最初の多国籍圧縮サイクルを完了した。CMEグループIRS清算会員9社が参加し、グロスの想定元本2.2兆ドルを圧縮した。

37. ドイツ連邦共和国、EurexOTC Clearの清算会員に　（PR　9月7日）

ドイツ連邦共和国は、EurexOTC Clearの清算会員になり、2015年第4四半期に開始する金利スワップの清算に参加する。

38. CBOT、7年及び20年受渡決済スワップ先物を上場　（PR　9月8日）

CMEグループのシカゴ商品取引所（CBOT）は、7年及び20年の米ドル建て受渡決済スワップ先物を9月28日に上場する。CBOTは、すでに2、5、10及び30年の受渡決済スワップ先物を上場している。

39. ICE Futures Singapore、人民元、原油等の先物上場　（PR　9月9日）

ICE Futures Singaporeは、11月17日、ミニブレント原油先物、ミニ軽油先物、キロ金先物、ミニオンショア人民元先物及びミニオフショア人民元先物の先物を上場する。ミニオンショア人民元先物（CNM）は、価格表示方法が1人民元あたりの米ドル（CNY/USD）、取引単位が10万元、最終決済は、中国人民銀行が公表する人民元／米ドルレートによる差金決済。ミニオフショア人民元先物（CHM）は、価格表示方法が1米ドルあたりの人民元（USD/CNH）、最終決済が香港財務市場協会が公表するスポットUSD/CNY（HK）固定に基づくCNH相当額と1万米ドルとの交換による受渡決済。

40. CBOEとEFP、銀行間貸付取引所を設立 （PR 9月10日）

CBOEと環境金融商品会社（EFP、Environmental Financial Products, LLC）は、中小銀行が短期の貸付・借入を取引するための取引所であるアメリカン金融取引所（AFX、American Financial Exchange）を設立する。AFXは、取引に基づく金利指標を公表する。2015年第4四半期に取引を開始する予定。

41. IB、CPO及びCTAに登録先物協会会員資格を義務化 （PR 9月10日）

CFTCは、全登録IB及びCPO並びに一定のCTAが登録先物協会の会員になることを義務付ける規則第170.17条を最終的に認可した。施行は12月31日。全米先物協会（NFA）が唯一の登録先物協会。（提案は、会報第99号FFニュース18.参照）

42. IOSCO、投資リスクに関する投資家教育に最終報告 （PR 9月15日）

IOSCOは、投資リスクに関する投資家教育についての健全な実務に関する最終報告書を発出した。報告書で特定された健全な実務は、①一般投資家の考え方及び態度さらには知識に与える影響に焦点を当てること、②一般投資家のニーズに対応して証拠に基づくアプローチをとる新たな取り組みの開発、③対象とする聞き手との新たな取り組みのテスト、④投資決定に近い人々に達する、かつ範囲及び意思疎通を拡張する様々な方法で促進される新たな取り組みの開発、⑤異なる対象群（例えば初心者と、より精通した投資家）及び情報にアクセスする異なる方法に適する明確なメッセージの送付、⑥興味を引く内容及び提供方法の利用、⑦金融市場の新しいテクノロジー及び発展の出現に遅れない活動の立案、⑧関係ある場合は、規制上の処分を遵守して影響を強める投資家教育の取り組みの開発、及び⑨最初に枠組みと手段の評価の開発並びに生産物及び成果の評価の追及。

43. CFTC、貴金属を不法に店頭で売買したとして告発 （PR 9月17日）

CFTCは、一般顧客に完全な支払いで、又は証拠金ベースで貴金属の店頭での売買を電話またはウェブサイトで勧誘したとして無登録業者を告発した。ドッド・フランク法では、売買から28日以内に受け渡しをせず、かつ適格契約参加者（ECP）を取引相手としないそのような取引は、違法である。CFTCは、同様の違法取引について、9月だけで5件の告発・罰金賦課を行った。

44. CFTC、ビットコイン・オプション業者に業務停止命令 （PR 9月17日）

CFTCは、ビットコインのオプションを、商品取引所法第4c条及びCFTC規則第32条のオプション取引に関する規定、さもなければスワップに関する規定、あるいはCFTC規則第32.3条に規定する「トレード・オプション」免除規定を遵守しておらず、不法に販売したとして無登録業者及びその役員に取引基盤の運用停止を命令した。本命令は、無登録のビットコイン・オプション取引基盤に対する初めての処分であり、CFTCは、初めて、ビットコイン及び他の仮想通貨を商品取引所法によりカバーされるコモディティであると定義した。

45. MAS、投資家保護強化 （PR 9月22日）

MASは、①非伝統的な投資商品の一般投資家が資本市場商品の投資家と同じ規制上の保護を与えられる

こと、②認定投資家として有資格となる一定の資産又は収入のある投資家が一般投資家に適用されるあらゆる規制上の保護を受ける選択権を有することとする投資家保護策の強化の法改正を2016年に行う。非伝統的な投資商品は、従来は、MASの規制の対象外であった。

46. ASX、金融市場監視制度改革案を提出 （PR 9月22日）

オーストラリア証券取引所（ASX）は、金融市場監視制度の改革案を財務省に提出した。同改革案は、ブローカー及びリアルタイムの取引を直接監視する役割をASXからASICに置き換える必要があるとして、次の修正を勧告している。①オーストラリアで取引する外国系の市場が新しいASIC規則から免れることを許すような抜け穴をふさぐこと、②投資家が、注文を出した取引所に関わらず、ブローカーから損失を受けた場合に補償を受けることが同じようにできるようにすること、③取引所規則の代わりに規則を作り、これらの規則をすぐに施行するASICの幅広い新しい権限がダーク・プール（非公開取引）を含む全ての関係取引場所に公正に適用されること、④取引施設の提供者が複数ある場合に、一つの運営者が市場全体の完全性に責任を有することが可能でなく、従ってASXを含む全ての取引施設運営者の免許取得義務が完全性の結果に影響を与える変更後の役割を認識できるよう明確である必要があることを認識すること、⑤規制者、すなわちASICが市場の完全性を有効に維持し、市場のユーザーが手数料を国及びASICにより、徴収代理人としての市場運営者をとおして課される根拠が市場の歪みを生じさせないことを確実にする説明責任制度を作ること。

47. CFTC、ビットコインNDFの架空取引等でTeraExchangeを告発・和解 （PR 9月24日）

CFTCは、ビットコインのNDFの架空取引及びあらかじめ仕組まれた取引の禁止制度を実施しなかったことで暫定スワップ執行施設（SEF）であるTeraExchange LLC（Tera）を告発し、和解した。その当時のTeraの取引参加者は2社しかいなかった。

48. MiFIDⅡ、MAR及びCSRDの最終技術基準を発出 （PR 9月28日）

ESMAは、金融商品市場指令（MiFID）Ⅱ（施行2017年）、市場濫用規則（MAR）（同2016年）及び中央証券預託規則（CSRD）（同2014年）の最終技術基準を発出した。1. MiFIDⅡに関する基準は、透明性（基準1-6）、市場ミクロ構造（基準6-12）、データ公表及びアクセス（基準13-16）、取引場所（基準17-19）、コモディティ（基準20-21）、市場データ報告（基準22-25）、取引後（基準26）並びに投資家保護（基準27-28）から構成され、市場の透明性、効率性及び安全を向上させる。MiFIDⅡに関するESMA規則は、非株式商品の過半を規制制度に組み込み、店頭取引の大きな部分を規制取引所に移行させる。1-1. 主要な規則は、より公正、より安全かつより効率的な市場は、○非金融業者の投機的投資業務が大きいことでMiFIDⅡの対象となるべきかどうか決定するためのテスト、○新しいEUコモディティ・デリバティブ建玉制限制度の範囲、○高頻度取引を監視し、投資業者及び取引場所に関する厳密な一連の組織要件を定める規則、○競争を促すよう設計された中央清算機関、取引場所及び代表的指標への非差別的アクセスを規制する規定、○取引場所に合理的な商業ベースで細分類されたデータを提供させる規定。1-2. 透明性の向上は、○株式に似た商品、債券、デリバティブ、仕組み金融商品及び排出権に拡大された取引前及び取引後透明制度についての閾値、○非株式商品についての新しく導入された流動性検証、○株式及び一定のデリバティブが規制取引所、株式

の場合は、店頭ではなく体系取引場所だけで取引されるという新しく導入された取引要件、○取引所外の非公開取引の制限及び株式及び株式に似た商品の権利放棄の使用を作り替えるための2重数量制限、○新しく導入されたコモディティ・デリバティブの報告要件。1-2. 投資家保護強化は、○裁量執行制度強化のための開示改善。トレーダーは、取引日の50％（従来は30％で提案されていた）で特定の金融商品又は株式のビッドとオファーを供給する場合にマーケットメーカーとみなされ、規制対象となる。2. MARは、市場完全性及び投資家保護を向上させる。3.3. CSDRは、欧州中央証券預託期間の機能を調和させる。

49. SEBIとFMC合併 （PR 9月28日）

インドにおいて、1952年フォワード契約規制法（FCRA）が1992年インド証券取引委員会（SEBI）法に統合され、SEBIとフォワード市場委員会（FMC）が合併した。従来FMC管轄の商品取引所（全インド3及び地方6）を含め、全ての取引所がSEBI管轄の証券取引所になる。新しい規制に適応するために1年の経過期間がある。

50. CFTC、内部告発者に報奨金 （PR 9月29日）

CFTCは、罰金につながった情報の内部告発者に報奨金29万ドルを与えた。内部告発者は、ドッド・フランク法により、100万ドルを超える罰金につながった情報について徴収された金額の10 ～ 30％の報奨金を受け取ることができる。

51. SEC、高頻度自己取引業者に罰金等 （PR 9月30日）

米SECは、高頻度自己取引業者であるLatour Trading LLC（Latour）をSEC規則（市場アクセス規則及びレギュレーションNMS）違反について告発し、罰金500万ドル及び不正取引からの利益返還等300万ドル超の支払いで和解した。①Latourは、電子取引インフラをその親会社Tower Research（Tower）と共有し、Towerは、Latourが知らずに又はその許可なくコンピュータ・コードを変更できた。②Towerは、コンピュータ・コードを変更してエラーを共有インフラに組み込み、LatourがレギュレーションNMS要件を遵守しない取引所への注文、約4年で1260万件、46億株、を出し、執行された注文で利益を得た。③Latourは、SECの市場アクセス規則に定める財務及び規制リスク運用管理についての「直接及び排他的な管理」を欠いており、その不遵守取引を発見することのできる取引後監視ツールを有していなかった。④Latourは、エラーがあることを知った後、その問題の多くを訂正した。

PR：Press Release

・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒101-0052　東京都千代田区神田小川町１－３
NBF 小川町ビルディング

一般社団法人　**金融先物取引業協会**

TEL　（03）5280-0881（代）
FAX　（03）5280-0895
URL　http://www.ffaj.or.jp/

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan